

**玉野市地域防災計画**  
**【災害対応マニュアル編】**

令和5年4月

玉 野 市



# 目次

<b>業務一覧及び担当部・実施時期</b>	<b>1</b>
<b>部別・班別業務一覧</b>	<b>6</b>
<b>災害時の体制</b>	<b>12</b>
<b>第1章 防災体制</b>	<b>23</b>
第1節 防災組織・防災体制	23
第2節 防災情報及び被害情報	30
第3節 災害広報及び報道	33
第4節 災害救助法の適用	35
第5節 広域応援・雇用	36
第6節 自衛隊災害派遣要請	38
第7節 津波災害情報の伝達等	41
<b>第2章 緊急活動</b>	<b>42</b>
第1節 救助計画	42
第2節 救急・医療計画	44
第3節 避難及び避難所の設置運営計画	46
第4節 交通の確保	52
第5節 緊急輸送計画	54
第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画	56
第7節 防災営農	58
第8節 流木の防止	59
第9節 水防計画	60
第10節 消防	62
<b>第3章 事故災害応急対策</b>	<b>66</b>
第1節 海上災害対策	66
第2節 大規模な火災対策	68
第3節 林野火災対策	69
第4節 危険物等災害対策	71
第5節 高圧ガス災害対策	73
第6節 火薬類災害対策	75
第7節 有害ガス等災害対策	76
第8節 集団事故災害対策	77
<b>第4章 民生安定活動</b>	<b>79</b>
第1節 要配慮者等支援計画	79
第2節 風評・パニック防止対策計画	81
第3節 食料供給、炊き出し計画	82
第4節 飲料水の供給計画	84

第5節 生活必需品等調達供給計画 -----	85
第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画 -----	86
第7節 災害廃棄物等応急処理計画 -----	88
第8節 防疫及び保健衛生計画 -----	89
第9節 文教対策計画 -----	90
第10節 ボランティアの受入、調整計画 -----	93
<b>第5章 機能確保活動 -----</b>	<b>94</b>
第1節 ライフライン施設応急対策計画 -----	94
第2節 住宅応急対策計画 -----	96
第3節 公共施設等応急対策計画 -----	98
<b>第6章 復旧復興計画 -----</b>	<b>100</b>
第1節 復旧・復興計画 -----	100
第2節 財政援助等 -----	105
第3節 市復興本部の設置及び市復興計画 -----	108

## 業務一覧及び担当部・実施時期

※自身が所属する部・班は、P.13を参照

### 第1章 防災体制

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第1節 防災組織・ 防災体制 【P.23】	1 防災体制の確立		危機管理											発災前
	2 市災害対策本部の設置	各班	危機管理	秘書広報										発災前
	3 市災害対策本部の運営	各班	危機管理	秘書広報	人事									～3時間
第2節 防災情報及 び被害情報 【P.30】	1 通信連絡		危機管理									警防		発災前
	2 情報の収集・伝達	各班	危機管理								予防			発災前
第3節 災害広報及 び報道 【P.33】	1 災害広報		危機管理	秘書広報										発災前
	2 災害報道			秘書広報										発災前
	3 問い合わせ窓口の設置			総合政策			市民							～24時間
第4節 災害救助法 の適用 【P.35】	1 災害救助法の適用		危機管理			税務		福祉政策						～3時間
第5節 広域応援・ 雇用 【P.36】	1 応援要請		危機管理		人事									～3時間
	2 応援等の受入れ				人事									～3時間
	3 応急活動要員の雇用				人事									～24時間
第6節 自衛隊災害 派遣要請 【P.38】	1 派遣要請		危機管理											～3時間
	2 災害派遣部隊の受入れ		選管事務局 監査事務局									警防		～24時間
	3 災害派遣に伴う経費の精算					財政								～1か月
第7節 津波災害情 報の伝達等 【P.41】	1 津波災害情報の伝達		危機管理	秘書広報								予防 消防署 消防団		発災前

### 第2章 緊急活動

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第1節 救助計画 【P.42】	1 救助活動		危機管理									消防総務 警防 消防署 消防団		～3時間
	2 負傷者の応急手当											消防署 消防団		～3時間
	3 行方不明者の捜索											警防 消防署 消防団		～3時間
第2節 救急・医療 計画 【P.44】	1 医療活動に関する総合調整		危機管理					健康増進				消防総務 警防		～3時間
	2 救護所の設置・救護班の編成							健康増進				警防		～3時間

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
	3 医療機関のライフラインの確保		危機管理											～3時間
	4 傷病者搬送		危機管理			契約管理					消防総務 消防署			～3時間
第3節 避難及び避難所の設置 運営計画 【P.46】	1 避難		危機管理	秘書広報							消防署 消防団			発災前
	2 指定避難所の設置		危機管理		協働推進			福祉政策 長寿介護						発災前
	3 指定避難所の運営体制				協働推進									発災前
第4節 交通の確保 【P.52】	1 道路啓開									土木				～3時間
	2 交通の確保		危機管理	秘書広報						土木				～3時間
第5節 緊急輸送計画 【P.54】	1 輸送拠点の確保		危機管理											～3時間
	2 輸送ルート of 確保		危機管理							土木				～3時間
	3 輸送ルート of 調整		危機管理	秘書広報						土木				～3時間
	4 人員、物資の輸送									土木				～3時間
第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画 【P.56】	1 必要とする物資等の把握・情報提供		危機管理		協働推進		保険年金		商工観光					～24時間
	2 物資の受入体制等		危機管理		協働推進		保険年金		商工観光					～24時間
	3 物資の配付				協働推進		保険年金							～24時間
第7節 防災富農 【P.58】	1 農地及び農業用施設の応急措置								農林水産					～3時間
	2 応急措置に関する応援要請								農林水産					～3時間
第8節 流木の防止 【P.59】	1 貯木場での措置								商工観光					～3時間
	2 流木への措置		危機管理							土木				～3時間
第9節 水防計画 【P.60】	1 水防活動		危機管理	秘書広報					農林水産	土木 水道 下水道	消防署 消防団			発災前
第10節 消防 【P.62】	1 消防活動										消防総務 予防 消防署 消防団			発災前
	2 招集										消防署 消防団			発災前
	3 応援要請										消防総務			～3時間
	4 消火活動										予防 消防署 消防団			～3時間

### 第3章 事故災害応急対策

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第1節 海上災害対策 【P. 66】	1 海上災害対策		危機管理	秘書広報					農林水産	土木	予防 警防 消防署 消防団			～3 時間
	2 応援協力関係		危機管理											～3 時間
第2節 大規模な火災 対策 【P. 68】	1 大規模な火災 対策		危機管理								消防総務 予防 警防 消防署 消防団			～3 時間
	2 応援協力関係										消防総務			～3 時間
第3節 林野火災対策 【P. 69】	1 林野火災対策		危機管理						農林水産		消防総務 予防 警防 消防署 消防団			～3 時間
	2 応援協力関係										消防総務			～3 時間
第4節 危険物等災害 対策 【P. 71】	1 危険物施設等 の応急対策		危機管理								消防総務 予防 警防 消防署 消防団			～3 時間
第5節 高圧ガス災害 対策 【P. 73】	1 高圧ガス災害 対策		危機管理								消防総務 予防 警防 消防署 消防団			～3 時間
第6節 火薬類災害 対策 【P. 75】	1 火薬類災害 対策		危機管理								消防総務 予防 警防 消防署 消防団			～3 時間
第7節 有害ガス等 災害対策 【P. 76】	1 有害ガス等 災害対策		危機管理								予防 警防 消防署			～3 時間
第8節 集団事故災害 対策 【P. 77】	1 集団事故災害 対策		危機管理								消防総務 予防 警防 消防署 消防団			～3 時間

### 第4章 民生安定活動

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第1節 要配慮者等 支援計画 【P. 79】	1 要配慮者等 支援計画		危機管理	秘書広報				福祉政策 長寿介護						～3 時間
第2節 風評・パニック 防止対策 【P. 81】	1 風評・パニック 防止対策		危機管理	秘書広報										～24 時間
第3節 食料の調達、 炊き出し計 画 【P. 82】	1 食料の調達						保険年金							～3 日
	2 炊き出し等 による食料の給 与				協働推進		保険年金							～3 日
第4節 飲料水の供給 計画 【P. 84】	1 飲料水の供給 計画								水道					～24 時間

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第5節 生活必需品 等調達供給 計画 【P.85】	1 生活必需品等 の調達・供給							福祉政策	商工観光					～24 時間
第6節 遺体の捜索・ 処理・埋火葬 計画 【P.86】	1 遺体の捜索										警防 消防署 消防団			～3 時間
	2 遺体の処理						市民	福祉政策						～24 時間
	3 遺体の埋火葬 等						市民							～3 日
第7節 災害廃棄物 等応急処理 計画 【P.88】	1 災害廃棄物の 処理						環境保全							～24 時間
第8節 防疫及び保 健衛生計画 【P.89】	1 防疫						環境保全	健康増進						～24 時間
	2 健康管理							健康増進						～3 日
第9節 文教対策計 画 【P.90】	1 文教対策												教育総務 学校教育 就学前教育	～3 日
	2 被災した児童 生徒等への支 援												学校教育 就学前教育	～3 日
	3 学校の再開												教育総務 学校教育	～3 日
	4 社会教育施設 の応急対策												社会教育	～3 日
	5 文化財の応急 対策												社会教育	～3 日
第10節 ボランティア の受入、調整 計画 【P.93】	1 ボランティア の受入、調整 計画		危機管理					福祉政策 健康増進						～3 日

## 第5章 機能確保活動

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第1節 ライフライン 施設応急 対策計画 【P.94】	1 上水道施設応 急対策計画									水道				～24 時間
	2 下水道施設応 急対策計画									下水道				～24 時間
第2節 住宅応急対 策計画 【P.96】	1 応急仮設住宅 の供与					契約管理				都市計画				～7 日
	2 被災住宅の応 急対策									土木 都市計画				～7 日
	3 被災住宅に関 する支援									都市計画				～7 日
	4 応援協力関係									都市計画				～7 日
第3節 公共施設等 応急対策計 画 【P.98】	1 復旧体制		危機管理											～3 日
	2 各公共施設の 応急復旧計画	各班							農林水産	土木				～3 日
	3 交通施設の応 急復旧対策									土木				～3 日



## 第6章 災害復旧復興計画

節	業務	担当											開始 目標 時間	
		各部	危機 管理部	政策部	総務部	財政部	市民 生活部	健康 福祉部	産業 振興部	建設部	消防部	会計班		教育部
第1節 復旧・復興 計画 【P. 100】	1 地域の復旧・復興の基本方向の決定	各班												～1 か月
	2 被災者等の生活再建等の支援			秘書広報		税務	市民 保険年金	福祉政策 健康増進	商工観光	都市計画				～7 日
	3 被災中小企業の復興の支援								商工観光					～7 日
	4 公共施設等の復旧・復興	各班								都市計画				～3 日
	5 激甚災害の指定		危機管理											～1 か月
	6 津波災害からの復興	各班												～1 か月
第2節 財政援助等 【P. 105】	1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成の活用					財政								～3 日
	2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金							福祉政策	商工観光 農林水産	都市計画				～3 日
	3 義援金の募集・受付・配分							福祉政策						～24 時間
第3節 市復興本部 の設置及び 市復興計画 【P. 108】	1 市復興本部の設置		危機管理											～7 日
	2 市復興計画			総合政策						都市計画				～7 日

## 部別・班別業務一覧

※自身が所属する部・班は、P.13を参照

部名	班名	章	節	項	ページ	
各部	各班	1	第1節 防災組織・防災体制	2 市災害対策本部の設置	27	
				3 市災害対策本部の運営	28	
			第2節 防災情報及び被害情報	2 情報の収集・伝達	30	
		5	第3節 公共施設等応急対策計画	2 各公共施設の応急復旧計画	98	
		6	第1節 復旧・復興計画	1 地域の復旧・復興の基本方向の決定	100	
				4 公共施設等の復旧・復興	103	
6 津波災害からの復興	104					
危機管理部	危機管理班	1	第1節 防災組織・防災体制	1 防災体制の確立	23	
				2 市災害対策本部の設置	27	
				3 市災害対策本部の運営	28	
				第2節 防災情報及び被害情報	1 通信連絡	30
			2 情報の収集・伝達		30	
				第3節 災害広報及び報道	1 災害広報	33
				第4節 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用	35
			第5節 広域応援・雇用	1 応援要請	36	
			第6節 自衛隊災害派遣要請	1 派遣要請	38	
			第7節 津波災害情報の伝達等	1 津波災害情報の伝達	41	
		2	第1節 救助計画	1 救助活動	42	
				2 救急・医療計画	1 医療活動に関する総合調整	44
					3 医療機関のライフラインの確保	45
					4 傷病者搬送	45
			第3節 避難及び避難所の設置運営計画	1 避難	46	
				2 指定避難所の設置	49	
			第4節 交通の確保	2 交通の確保	52	
			第5節 緊急輸送計画	1 輸送拠点の確保	54	
				2 輸送ルートの確保	54	
				3 輸送ルートの調整	55	
		第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画	1 必要とする物資等の把握・情報提供	56		
			2 物資の受入体制等	56		
		第8節 流木の防止	2 流木への措置	59		
		第9節 水防計画	1 水防活動	60		
		3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66	
				2 応援協力関係	67	
			第2節 大規模な火災対策	1 大規模な火災対策	68	
			第3節 林野火災対策	1 林野火災対策	69	
			第4節 危険物等災害対策	1 危険物施設等の応急対策	71	
			第5節 高圧ガス災害対策	1 高圧ガス災害対策	73	
			第6節 火薬類災害対策	1 火薬類災害対策	75	
			第7節 有害ガス等災害対策	1 有害ガス等災害対策	76	
		第8節 集団事故災害対策	1 集団事故災害対策	77		
		4	第1節 要配慮者等支援計画	1 要配慮者等支援計画	79	

部名	班名	章	節	項	ページ	
			第2節 風評・パニック防止対策計画	1 風評・パニック防止対策	81	
			第10節 ボランティアの受入、調整計画	1 ボランティアの受入、調整計画	93	
		5	第3節 公共施設等応急対策計画	1 復旧体制	98	
		6	第1節 復旧・復興計画	5 激甚災害の指定	104	
			第3節 市復興本部の設置及び市復興計画	1 市復興本部の設置	108	
	選管事務局班	1	第6節 自衛隊災害派遣要請	2 災害派遣部隊の受入れ	39	
	監査事務局班	1	第6節 自衛隊災害派遣要請	2 災害派遣部隊の受入れ	39	
政策部	総合政策班	1	第3節 災害広報及び報道	3 問い合わせ窓口の設置	34	
		6	第3節 市復興本部の設置及び市復興計画	2 市復興計画	108	
	秘書広報班	1	第1節 防災組織・防災体制	2 市災害対策本部の設置	27	
				3 市災害対策本部の運営	28	
			第3節 災害広報及び報道	1 災害広報	33	
				2 災害報道	34	
		第7節 津波災害情報の伝達等	1 津波災害情報の伝達	41		
		2	第3節 避難及び避難所の設置運営計画	1 避難	46	
			第4節 交通の確保	2 交通の確保	52	
			第5節 緊急輸送計画	3 輸送ルートの調整	55	
			第9節 水防計画	1 水防活動	60	
		3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66	
	4	第1節 要配慮者等支援計画	1 要配慮者等支援計画	79		
		第2節 風評・パニック防止対策計画	1 風評・パニック防止対策	81		
	6	第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101		
	総務部	人事班	1	第1節 防災組織・防災体制	3 市災害対策本部の運営	28
					第5節 広域応援・雇用	1 応援要請
				2 応援等の受入れ	37	
			3 応急活動要員の雇用	37		
		協働推進班	2	第3節 避難及び避難所の設置運営計画	2 指定避難所の設置	49
3 指定避難所の運営体制					50	
第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画				1 必要とする物資等の把握・情報提供	56	
			2 物資の受入体制等	56		
			3 物資の配付	57		
4			第3節 食料供給、炊き出し計画	2 炊き出し等による食料の給与	82	
財政部	財政班	1	第6節 自衛隊災害派遣要請	3 災害派遣に伴う経費の精算	40	
		6	第2節 財政援助等	1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成の活用	105	
	税務班	1	第4節 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用	35	
		6	第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101	
	契約管理班	2	第2節 救急・医療計画	4 傷病者搬送	45	
		5	第2節 住宅応急対策計画	1 応急仮設住宅の供与	96	
市民生活部	市民班	1	第3節 災害広報及び報道	3 問い合わせ窓口の設置	34	
		4	第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	2 遺体の処理	86	
				3 遺体の埋火葬等	87	
	6	第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101		

部名	班名	章	節	項	ページ	
	保険年金班	2	第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画	1 必要とする物資等の把握・情報提供	56	
				2 物資の受入体制等	56	
				3 物資の配付	57	
		4	第3節 食料供給、炊き出し計画	1 食料の調達	82	
				2 炊き出し等による食料の給与	82	
		6	第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101	
	環境保全班	4	第7節 災害廃棄物等応急処理計画	1 災害廃棄物の処理	88	
			第8節 防疫及び保健衛生計画	1 防疫	89	
健康福祉部	福祉政策班	1	第4節 災害救助法の適用	1 災害救助法の適用	35	
		2	第3節 避難及び避難所の設置運営計画	2 指定避難所の設置	49	
		4	第1節 要配慮者等支援計画	1 要配慮者等支援計画	79	
			第5節 生活必需品等調達供給計画	1 生活必需品等の調達・供給	85	
			第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画	2 遺体の処理	86	
			第10節 ボランティアの受入、調整計画	1 ボランティアの受入、調整計画	93	
		6	第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101	
			第2節 財政援助等	2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金	106	
				3 義援金の募集・受付・配分	107	
		長寿介護班	2	第3節 避難及び避難所の設置運営計画	2 指定避難所の設置	49
	4				第1節 要配慮者等支援計画	1 要配慮者等支援計画
	健康増進班	2	第2節 救急・医療計画	1 医療活動に関する総合調整	44	
				2 救護所の設置・救護班の編成	44	
		4	第8節 防疫及び保健衛生計画	1 防疫	89	
				2 健康管理	89	
		6	第10節 ボランティアの受入、調整計画	1 ボランティアの受入、調整計画	93	
				2 被災者等の生活再建等の支援	101	
	産業振興部	商工観光班	2	第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画	1 必要とする物資等の把握・情報提供	56
					2 物資の受入体制等	56
					第8節 流木の防止	1 貯木場での措置
4			第5節 生活必需品等調達供給計画	1 生活必需品等の調達・供給	85	
6			第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101	
				3 被災中小企業の復興の支援	103	
				第2節 財政援助等	2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金	106
農林水産班			2	第7節 防災営農	1 農地及び農業用施設の応急措置	58
		2 応急措置に関する応援要請			58	
		第9節 水防計画		1 水防活動	60	
		3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66	
			第3節 林野火災対策	1 林野火災対策	69	
		5	第3節 公共施設等応急対策計画	2 各公共施設の応急復旧計画	98	
6		第2節 財政援助等	2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金	106		

部名	班名	章	節	項	ページ	
建設部	土木班	2	第4節 交通の確保	1 道路啓開	52	
				2 交通の確保	52	
			第5節 緊急輸送計画	2 輸送ルートの確保	54	
				3 輸送ルートの調整	55	
				4 人員、物資の輸送	55	
		第8節 流木の防止	2 流木への措置	59		
		第9節 水防計画	1 水防活動	60		
		3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66	
		5	第2節 住宅応急対策計画	2 被災住宅の応急対策	96	
			第3節 公共施設等応急対策計画	2 各公共施設の応急復旧計画	98	
				3 交通施設の応急復旧対策	99	
	都市計画班	5	第2節 住宅応急対策計画	1 応急仮設住宅の供与	96	
				2 被災住宅の応急対策	96	
				3 被災住宅に関する支援	97	
				4 応援協力関係	97	
		6	第1節 復旧・復興計画	2 被災者等の生活再建等の支援	101	
				4 公共施設等の復旧・復興	103	
			第2節 財政援助等	2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金	106	
	第3節 市復興本部の設置及び市復興計画	2 市復興計画	108			
	水道班	2	第9節 水防計画	1 水防活動	60	
		4	第4節 飲料水の供給計画	1 飲料水の供給	84	
		5	第1節 ライフライン施設応急対策計画	1 上水道施設応急対策計画	94	
	下水道班	2	第9節 水防計画	1 水防活動	60	
		5	第1節 ライフライン施設応急対策計画	2 下水道施設応急対策計画	95	
	消防部	消防総務班	2	第1節 救助計画	1 救助活動	42
					1 医療活動に関する総合調整	44
				4 傷病者搬送	45	
第10節 消防			1 消防活動	62		
			3 応援要請	64		
			3	第2節 大規模な火災対策	1 大規模な火災対策	68
					2 応援協力関係	68
第3節 林野火災対策			1 林野火災対策	69		
			2 応援協力関係	70		
第4節 危険物等災害対策			1 危険物施設等の応急対策	71		
第5節 高圧ガス災害対策			1 高圧ガス災害対策	73		
第6節 火薬類災害対策			1 火薬類災害対策	75		
第8節 集団事故災害対策			1 集団事故災害対策	77		
予防班		1	第2節 防災情報及び被害情報	2 情報の収集・伝達	30	
				1 津波災害情報の伝達等	41	
		2	第10節 消防	1 消防活動	62	
				4 消火活動	65	
		3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66	
				第2節 大規模な火災対策	1 大規模な火災対策	68

部名	班名	章	節	項	ページ		
			第3節 林野火災対策	1 林野火災対策	69		
			第4節 危険物等災害対策	1 危険物施設等の応急対策	71		
			第5節 高圧ガス災害対策	1 高圧ガス災害対策	73		
			第6節 火薬類災害対策	1 火薬類災害対策	75		
			第7節 有害ガス等災害対策	1 有害ガス等災害対策	76		
			第8節 集団事故災害対策	1 集団事故災害対策	77		
	警防班	1		第2節 防災情報及び被害情報	1 通信連絡	30	
				第6節 自衛隊災害派遣要請	2 災害派遣部隊の受入れ	39	
		2	第1節 救助計画	1 救助活動	42		
				3 行方不明者の搜索	43		
			第2節 救急・医療計画	1 医療活動に関する総合調整	44		
				2 救護所の設置・救護班の編成	44		
		4 傷病者搬送		45			
		第10節 消防	1 消防活動	62			
			4 消火活動	65			
			3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66	
				第2節 大規模な火災対策	1 大規模な火災対策	68	
		第3節 林野火災対策		1 林野火災対策	69		
		第4節 危険物等災害対策		1 危険物施設等の応急対策	71		
		第5節 高圧ガス災害対策		1 高圧ガス災害対策	73		
		第6節 火薬類災害対策		1 火薬類災害対策	75		
		第7節 有害ガス等災害対策		1 有害ガス等災害対策	76		
		第8節 集団事故災害対策		1 集団事故災害対策	77		
		4	第6節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画	1 遺体の搜索	86		
		消防署班	1		第7節 津波災害情報の伝達等	1 津波災害情報の伝達	41
					2	第1節 救助計画	1 救助活動
	2 負傷者の応急手当		43				
	3 行方不明者の搜索		43				
	第2節 救急・医療計画		4 傷病者搬送	45			
	第3節 避難及び避難所の設置運営計画		1 避難	46			
	第9節 水防計画		1 水防活動	60			
			第10節 消防	1 消防活動	62		
				2 招集	64		
	4 消火活動			65			
	3		第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66		
			第2節 大規模な火災対策	1 大規模な火災対策	68		
			第3節 林野火災対策	1 林野火災対策	69		
			第4節 危険物等災害対策	1 危険物施設等の応急対策	71		
			第5節 高圧ガス災害対策	1 高圧ガス災害対策	73		
			第6節 火薬類災害対策	1 火薬類災害対策	75		
			第7節 有害ガス等災害対策	1 有害ガス等災害対策	76		
第8節 集団事故災害対策			1 集団事故災害対策	77			
4	第6節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画		1 遺体の搜索	86			

部名	班名	章	節	項	ページ
	消防団班	1	第7節 津波災害情報の伝達等	1 津波災害情報の伝達	41
		2	第1節 救助計画	1 救助活動	42
				2 負傷者の応急手当	43
				3 行方不明者の搜索	43
			第3節 避難及び避難所の設置運営計画	1 避難	46
			第9節 水防計画	1 水防活動	60
		第10節 消防	1 消防活動	62	
			2 招集	64	
			4 消火活動	65	
		3	第1節 海上災害対策	1 海上災害対策	66
			第2節 大規模な火災対策	1 大規模な火災対策	68
			第3節 林野火災対策	1 林野火災対策	69
			第4節 危険物等災害対策	1 危険物施設等の応急対策	71
			第5節 高圧ガス災害対策	1 高圧ガス災害対策	73
			第6節 火薬類災害対策	1 火薬類災害対策	75
			第8節 集団事故災害対策	1 集団事故災害対策	77
		4	第6節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画	1 遺体の搜索	86
教育部	教育総務班	4	第9節 文教対策計画	1 文教対策	90
				3 学校の再開	91
	学校教育班	4	第9節 文教対策計画	1 文教対策	90
				2 被災した児童生徒等への支援	91
				3 学校の再開	91
	就学前教育班	4	第9節 文教対策計画	1 文教対策	90
				2 被災した児童生徒等への支援	91
	社会教育班	4	第9節 文教対策計画	4 社会教育施設の応急対策	91
				5 文化財の応急対策	91

## 災害時の体制

### 本部体制・配備体制

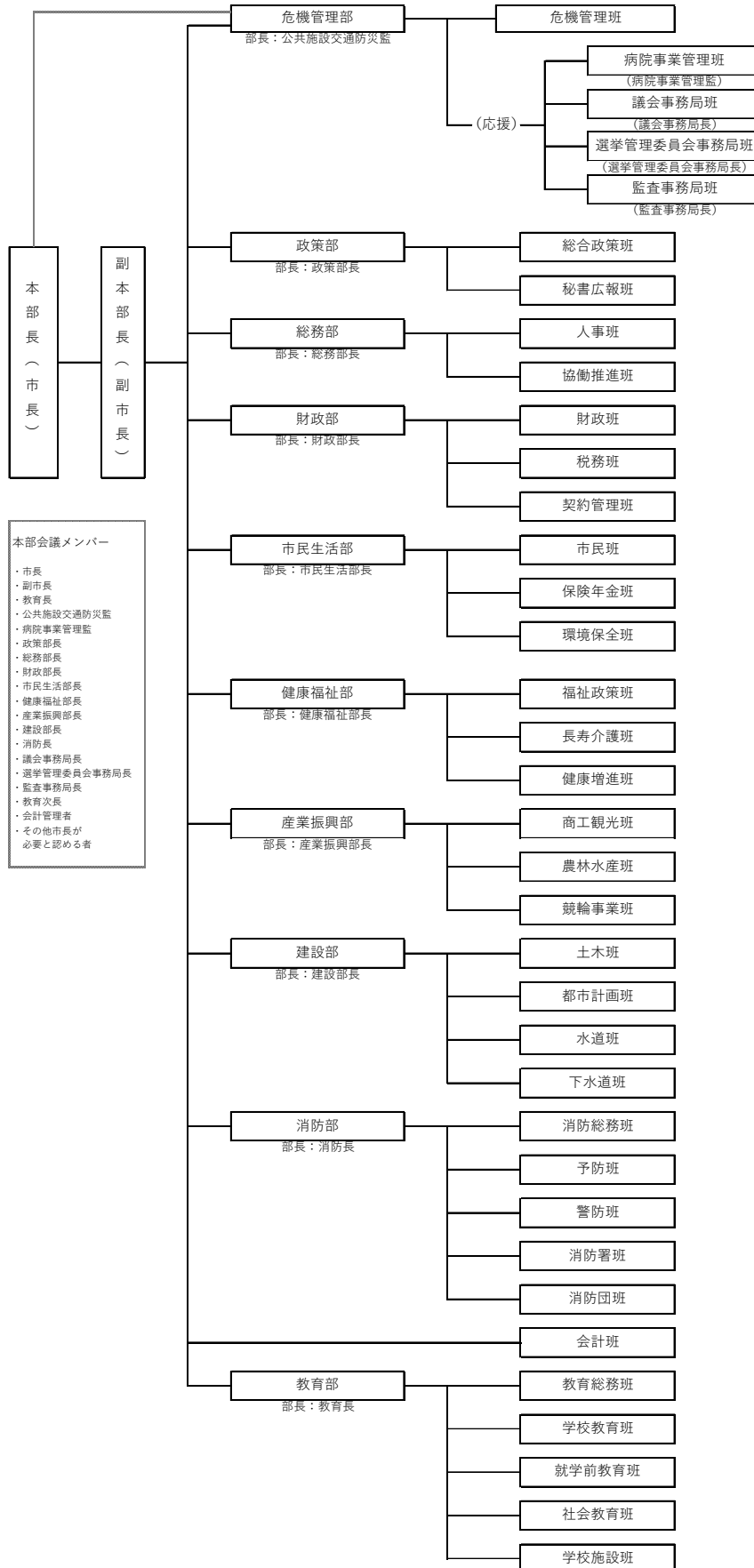
警戒レベル	地震	風水害		本部体制	配備体制
		気象情報の例	避難情報		
1	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期注意情報</li> </ul>	—	—	—
2	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意報</li> </ul>	—	—	準備体制
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意報 (災害のおそれあり)</li> <li>・ キキクル (危険度分布) 「注意」 (黄)</li> <li>・ 氾濫注意情報</li> </ul>			注意体制
3	震度 4 及び震度 5 弱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警報</li> <li>・ キキクル (危険度分布) 「警戒」 (赤)</li> <li>・ 氾濫警戒情報</li> <li>・ 高潮注意報 (警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等避難</li> </ul>	—	警戒体制
4	震度 5 強以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害警戒情報</li> <li>・ キキクル (危険度分布) 「危険」 (紫)</li> <li>・ 氾濫危険情報</li> <li>・ 高潮特別警報</li> <li>・ 高潮警報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難指示</li> </ul>	市災害対策本部	非常体制
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨特別警報</li> <li>・ 氾濫発生情報</li> <li>・ キキクル (危険度分布) 「災害切迫」 (黒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急安全確保</li> </ul>		
5	震度 6 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大雨特別警報</li> <li>・ 氾濫発生情報</li> <li>・ キキクル (危険度分布) 「災害切迫」 (黒)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急安全確保</li> </ul>		



# 組織図

## 【市災害対策本部】

※各班の実施事項に関するマニュアルのページ番号は、P. 6～11 に記載



## 人員体制

部名	部長/班名	準備体制	注意体制	警戒体制	非常体制 (市災害対策本部)
		警戒レベル 2 (注意報)	警戒レベル 2 (注意報)	警戒レベル 3 (警報)	警戒レベル 4 以上 (土砂災害警戒情報～)
本部長				○	○
副本部長				○	○
危機管理部	危機管理部長		○	○	警戒体制の人員に準ずる (ただし、発生災害が拡大し、被害が甚大と予想される場合は、防災対応の全職員)
	危機管理班	○	○	○	
(応援)	病院事業管理班			管理監	
	議会事務局班			局長	
	選挙管理委員会事務局班			局長	
	監査事務局班			局長	
政策部	政策部長			○	
	総合政策班				
	秘書広報班			○	
総務部	総務部長			○	
	人事班				
	協働推進班			○	
財政部	財政部長			○	
	財政班				
	税務班				
	契約管理班				
市民生活部	市民生活部長			○	
	市民班				
	保険年金班				
	環境保全班				
健康福祉部	健康福祉部長			○	
	福祉政策班				
	長寿介護班				
	健康増進班				
産業振興班	産業振興部長			○	
	商工観光班				
	農林水産班		班長	○	
	競輪事業班				
建設部	建設部長			○	
	土木班		班長	○	
	都市計画班		班長	○	
	水道班		班長	○	
	下水道班		班長	○	
消防部	消防部長			○	
	消防総務班				
	予防班				
	警防班				
	消防署班		班長	○	
	消防団班				

部名	部長/班名	準備体制	注意体制	警戒体制	非常体制 (市災害対策本部)
		警戒レベル2 (注意報)	警戒レベル2 (注意報)	警戒レベル3 (警報)	警戒レベル4以上 (土砂災害警戒情報～)
—	会計班			班長	
教育部	教育部長			部長、次長	
	教育総務班				
	学校教育班				
	就学前教育班				
	社会教育班				
	学校施設班				

### 意思決定権者及び代理者

本部体制	配備体制	意思決定権者	代理権者 (第1位)	代理権者 (第2位)
—	準備体制	危機管理班長 (危機管理課長)	—	—
—	注意体制	危機管理部長 (公共施設交通防災監)	危機管理班長 (危機管理課長)	消防部長 (消防長)
—	警戒体制	市災害対策本部長 (市長)	市災害対策副本部長 (副市長)	危機管理部長 (公共施設交通防災監)
市災害対策本部	非常体制	市災害対策本部長 (市長)	市災害対策副本部長 (副市長)	危機管理部長 (公共施設交通防災監)

### 各部・班の分掌事務

※職務を代行する場合は、各班にて予め定められた指定職員が代行するものとする

部名	班名	分掌事務
市長	—	市災害対策本部の指揮・命令に関すること。
副市長	—	市長の代理及び補佐に関すること。
危機管理部 (応援班) 病院事業管理班 議会事務局班 選挙管理委員会 事務局班 監査事務局班	危機管理班	1 本部会議に関すること。
	統括責任者 危機管理課長 (公共施設交通 政策課長) (総務課長)	2 本部室事務及び本部活動の総合調整に関すること。
		3 災害状況の総合取りまとめに関すること。
		4 防災活動等の実施状況の掌握及び記録に関すること。
		5 避難情報に関すること。
		6 各部各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。
		7 避難者の移送・物資の輸送に関する車両・船舶等の確保に関すること。
		8 交通安全対策に関すること。
		9 災害情報収集及び情報処理に関すること。
		10 交通機関の被害状況及び運行状況の取りまとめに関すること。
		11 県災害対策本部等との連絡に関すること。
		12 水防警報の受理及び通報連絡に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
		13 自衛隊その他応援団体の派遣要請に関する事。
		14 自衛隊その他応援団体の調整及び活動支援に関する事。 (選挙管理委員会事務局班、監査事務局班)
		15 自主防災組織等との連絡及び協力依頼に関する事。
		16 通信連絡の確保に関する事。
		17 気象情報及び気象予警報の受理並びに通報連絡に関する事。
		18 庁内電話施設の保全に関する事。
政策部	総合政策班 統括責任者 総合政策課長	1 被災者の家族、関係者の対応に関する事。
		2 災害に対する要望等の取りまとめに関する事。
	秘書広報班 統括責任者 秘書広報課長	1 市民に対する広報号外(災害)他に関する事。
		2 公式ホームページ、SNS等活用した広報に関する事。
		3 報道機関に対する災害速報、連絡及び取材対応に関する事。
	4 災害視察者、見舞者の応接に関する事。	
	5 本部長、副本部長の秘書に関する事。	
総務部	人事班 統括責任者 人事課長	1 職員の非常招集及び各部、各班からの応援要請に対する職員の配置に関する事。
		2 災害時における他自治体との相互応援による職員の派遣・受入に関する事。
		3 災害の予防、防除等に従事する職員、他自治体等の協力者の事故についての市としての認定に関する事。
		4 職員の福利厚生に関する事。
		5 職員の安否確認に関する事。
	協働推進班 統括責任者 協働推進課長	1 避難所の開設運営及び避難者の収容保護に関する事。
		2 避難所への食糧、物資の配布に関する事。 (保険年金班と連携)
	3 広域一時滞在に関する事。	
財政部	財政班 統括責任者 財政課長	1 災害応急対策費の予算措置に関する事。
		2 地方自治法等の規定に基づく地方公共団体の報告に関する内閣府令による被害状況の報告に関する事。
		3 国、県による市の復旧復興に向けた支援に関する事。
	税務班 統括責任者 税務課長	1 災害情報収集及び税務資料のための現地確認に関する事。[災害写真の撮影その他災害に関する広報資料の収集] (都市計画班と連携)
		2 被災者台帳の作成及びり災証明に関する事。
		3 被災者に対する市税の減免、徴収猶予措置等に関する事。
	契約管理班 統括責任者 契約管理課長	1 市有財産の被害状況の調査及び取りまとめ並びに災害復旧に関する事。
		2 行政財産の緊急使用に関する事。
		3 応急仮設住宅の用地確保に関する事。
		4 市有自動車の非常配置及び配車に関する事。
	5 市庁舎の防災及び災害の応急復旧に関する事。	

部 名	班 名	分 掌 事 務
		6 災害時における応急資材及び応急物資の購入に関すること。
		7 非常用電力及び燃料等の確保に関すること。
		8 機材・輸送車輛の調達及び配車に関すること。
市民生活部	市民班 総括責任者 市民課長	1 災害による犠牲者の埋火葬手続きに関すること。
		2 災害による犠牲者の仮安置場に関すること。
		3 非常時に向けた住民情報の整理に関すること。
		4 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。
	保険年金班 総括責任者 保険年金課長	1 食糧確保のための調整に関すること。
		2 食糧(主食)の調達、保管及び非常炊き出しに関すること。
		3 調達食料及び備蓄食料の配布に関すること。 (協働推進班と連携)
	環境保全班 総括責任者 環境保全課長	1 防疫(被災地における消毒)に関すること。
		2 被災地における廃棄物処理に係る環境衛生の指導に関する こと。
		3 指定避難所への仮設トイレ設置及び調整、し尿の収集、運 搬及び処理に関すること。
		4 所管諸施設の被害調査及び災害の応急対策に関すること。
		5 被災地から発生する一般廃棄物(し尿を除く。)の収集、運 搬及び清掃についての指導に関すること。
		6 被災地から発生する一般廃棄物(し尿を除く。)の中間処理 及び最終処分に関すること。
		7 被災地から発生する廃棄物の処理対策に関すること。
		8 有害物質による大気汚染等の情報収集・対応に関すること。
9 災害時における特定物質等による被害の防除に関すること。		
健康福祉部	福祉政策班 総括責任者 福祉政策課長	1 救助物資の調達確保に関すること。
		2 災害救助法、生活再建支援法及び関係規定等の運用に関す ること。
		3 災害弔慰金の支給及び貸付に関すること。
		4 日用品等の支給その他災害救助法又は関係規定に基づく救 助のうち他部班に属さないこと。
		5 救助物資義えん金品、見舞金の募集受理及び配付に関す ること。
		6 被災者の生活保護及び被保護者への救助物資の配付に関す ること。
		7 身元不明死体の収容及び要救助証明に関すること。
		8 避難行動要支援者及び要配慮者関連施設の把握並びに救援 に関すること。
		9 民間障害者福祉施設との福祉避難所協定に関すること。
		10 災害発生時の民間障害者福祉避難所使用依頼に関すること。
		11 ボランティア・赤十字奉仕団等の要請・受入に関すること。
		12 ボランティアを統括する社会福祉協議会との連絡調整に関 すること。
	長寿介護班	1 避難行動要支援者及び要配慮者関連施設の把握並びに救援 に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
	総括責任者 長寿介護課長	2 民間高齢者福祉施設との福祉避難所協定に関する事。
		3 災害発生時の民間高齢者福祉避難所使用依頼に関する事。
	健康増進班 総括責任者 健康増進課長	1 医師会との連絡に関する事。
		2 医療救護班派遣要請受入れ及び配備計画に関する事。
		3 医療資機材の調達及び輸送に関する事。
		4 他の医療機関への応援、後方医療施設に収容された傷病者等把握に関する事。
		5 救護所の開設、管理及び運営に関する事。
		6 被災地における母子保健、老人保健、精神保健、栄養指導及び歯科保健の実施指導に関する事。
		7 救護所内での死体の検察に関する事。
		8 食品衛生指導に関する事。
9 すこやかセンターの二次災害予防、災害応急復旧に関する事。		
10 避難行動要支援者及び要配慮者関連施設の把握並びに救援に関する事。		
産業振興部	商工観光班 総括責任者 商工観光課長	1 応急救助用生活必需品（燃料、ラジオ、生活用品、救急医療品）の確保及び入手、斡旋に関する事。
		2 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。
		3 被災商工業者への復旧資金の斡旋に関する事。
		4 産業振興部所管に係る被害の取りまとめに関する事。
		5 観光施設の被害調査及び災害の応急対策に関する事。
		6 市域内における旅行者の被害情報収集に関する事。
		7 市域内における旅行中の被害者の家族及び関係者の宿泊施設の斡旋並びに案内等に関する事。
		8 被災者用の民間施設の確保に関する事。
	農林水産班 総括責任者 農林水産課長	1 農林水産物の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関する事。
		2 保安林、森林等の災害予防、被害調査及び災害の応急対策に関する事。
		3 家畜の災害防除及び防疫に関する事。
		4 漁業組合等に所属する漁船の使用、船員の協力等の要請に関する事。
		5 農林水産物及び家畜等のり災証明に関する事。
		6 農林漁業の災害融資等に関する事。
		7 農地、用排水施設、ため池等農業施設の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関する事。
		8 浸水地区の応急的排水対策に関する事。
		9 農地、用排水対策、ため池等施設のり災証明に関する事。
競輪事業班 総括責任者 競輪事業課長	1 施設の二次災害予防、被害調査及び災害応急復旧に関する事。	
	2 施設利用者の被害調査、救済に関する事。	

部 名	班 名	分 掌 事 務
建設部	土木班 総括責任者 土木課長	1 建設部所管に係る被害の取りまとめ及び災害復旧計画の調整に関すること。
		2 道路、橋梁、河川、港湾その他土木施設の被害調査、二次災害予防、応急対策及び応急復旧に関すること。
		3 水防資材の確保及び輸送に関すること。
		4 浸水地区の応急的排水対策に関すること。
		5 被災地における市道の通行の禁止及び制限に関すること。
		6 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関すること。
		7 緊急輸送道路及び緊急交通路の指定・確保に関すること。
		8 緊急通行車両の確認に関すること。
		9 障害物の除去に要する土木機材の確保及び応援に関すること。
	都市計画班 総括責任者 都市計画課長	1 街路樹、植樹帯、都市公園、緑地、児童遊園地、市営駐車場等の所管施設の災害予防、被害調査、応急対策及び災害復旧計画に関すること。
		2 漂流物の引き揚げ・保管に関すること。
		3 宅地災害の危険防止及び災害復旧等の指導及び相談に関すること。
		4 建築物の災害状況等の現地確認調査に関すること。 (税務班と連携)
		5 市有建築物の被害調査及び災害復旧に関すること。
		6 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		7 各種建築物の災害復旧についての指導及び相談に関すること。
		8 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資及び産業労働者住宅建設資金の特例融資に関すること。
		9 各種緊急施設及び応急収容施設の設定、建築に関すること。
		10 応急仮設住宅の建築並びに管理に関すること。
		11 市営住宅の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。
		12 市営住宅入居者の被害調査及び救援に関すること。
		13 被災者の市営住宅等への緊急入居先への入居に関すること。
	水道班 総括責任者 水道課長	1 応急給水用自動車の配車に関すること。
		2 市民に対する災害広報（水道関係）に関すること。
		3 復旧業務計画の総合調整に関すること。
		4 応急対策用資機材及び物品の購入に関すること。
		5 被災地に給水する浄水の確保に関すること。
		6 水道施設等の災害予防、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。
		7 水道水の水質検査に関すること。
		8 被災地に対する応急給水せんの確保及び飲料水の供給に関すること。
		9 被災地の水道料の減免及び徴収猶予に関すること。
	下水道班 総括責任者	1 下水道課所管の下水管渠、終末処理場、下水ポンプ場等の災害予防、維持管理、被害調査及び災害の応急復旧に関すること。

部 名	班 名	分 掌 事 務
	下水道課長	2 下水道課所管に係る水路の調査、維持管理及び修繕に関する こと。 3 浸水地域の応急的排水対策に関すること。
消防部	消防総務班 総括責任者 消防総務課長	1 指揮本部の設置及び廃止に関すること。
		2 市災害対策本部、その他防災関係機関との連絡調整に関する こと。
		3 消防庁舎、分署等施設及び職員の被害状況のとりまとめに 関すること。
		4 職員の配置状況のとりまとめに関すること。
		5 職員の安否確認に関すること。
		6 指揮本部の庶務及び経理に関すること。
		7 職員の給食、衛生管理及び労務管理に関すること。
		8 関係機関に対する応援要請に関すること。
		9 その他、消防部の他の班に属さないこと。
	予防班 総括責任者 予防課長	1 市災害対策本部における消防関係情報等の処理に関すること。
		2 消防広報に関すること。
		3 広報資料の収集に関すること。
		4 指揮本部長の特命事項の実施に関すること。
		5 火災等の被害調査に関すること。
	警防班 総括責任者 警防課長	1 消防活動の総合調整に関すること。
		2 各種情報の分析、判断に関すること。
		3 消防活動方針の企画に関すること。
		4 消防隊、救急隊等の運用に関すること。
		5 応援隊の運用に関すること。
		6 自衛隊等の応援への受入に関すること。
		7 通信の確保に関すること。
		8 指令及び指令の伝達に関すること。
		9 各種情報の受付及び伝達に関すること。
		10 水防警報の受理及び通報連絡に関すること。
		11 各種情報の収集及び整理、記録並びに報告に関すること。
	消防署班 総括責任者 消防署長	1 消火活動に関すること。
		2 救急救助活動に関すること。
		3 参集署員の配置及び任務指定に関すること。
		4 消防隊の編制に関すること。
		5 消防隊の運用に関すること。 (指揮本部運用不能の場合に限る。)
		6 署、分署における応急救護班の編制に関すること。
		7 消火、救急、救助その他消防活動の指揮に関すること。
		8 応援隊の指揮に関すること。
		9 市民の避難誘導に関すること。
		10 不明者の探索に関すること。
		11 水防活動に関すること。
12 津波警戒に関すること。		
13 署長の特命事項の実施に関すること。		



部 名	班 名	分 掌 事 務
	消防団班	1 消防団本部の設置に関する事。
	総括責任者 玉野市消防団長	2 消防団員の招集に関する事。
		3 情報収集に関する事。
		4 指揮本部との連携に関する事。
		5 消火活動に関する事。
		6 救急救助活動に関する事。
		7 市民の避難誘導に関する事。
		8 不明者の探索に関する事。
		9 水防活動に関する事。
		10 津波警戒に関する事。
		11 その他必要事項に関する事。
—	会計班	1 災害に係る金銭出納に関する事。
	総括責任者 会計課長	2 防災従事者に対する食糧の調達に関する事。
	教育部	
	教育総務班	1 教育委員会事務局職員の非常招集及び配置に関する事。
	総括責任者 教育総務課長	2 教育委員会関係の被害状況の取りまとめ、記録及び連絡に関する事。
		3 部内各班に対する連絡調整及び本部連絡に関する事。
		4 避難所となった学校等教育施設との連絡調整に関する事。
		5 災害時における応急資機材及び応急物資の調達に関する事。
		6 市立学校、幼稚園その他教育施設の二次災害予防、被害調査及び災害応急復旧に関する事。
		7 教育委員会事務局職員の安否確認に関する事。
		8 臨時教育施設の設置に関する事。
		9 避難所（学校施設）への教職員の配置に関する事。
	学校教育班	1 被災児童、生徒の就学等に関する事。
		2 被災児童、生徒及び教職員の被害調査、救済に関する事。
		3 被災児童、生徒に対する教科書等の供給に関する事。
		4 教職員、生徒の給食に関する事。
		5 被災児童、生徒の非常用食料の備蓄・管理・給仕に関する事。
		6 学校施設の使用、協力に関する事。
		7 避難所（学校施設）への教職員の配置に関する事。
		8 被災地の市立学校の児童、生徒及び教職員の応急救護並びに心身保健衛生に関する事。
		9 避難所（学校施設）への備蓄資材の収容・管理に関する事。
	就学前教育班	1 保育園等の所管施設の被害の調査、応急対策災害復旧計画に関する事。
		2 被災乳幼児の就園等に関する事。
		3 被災園児及び保育士等の被害調査、救済に関する事。
		4 被災地の園児及び保育士等の応急救護並びに心身保健衛生に関する事。
		5 被災園児の非常用食料の備蓄・管理・給仕に関する事。
	社会教育班	1 社会教育施設及び社会体育施設の二次災害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関する事。

部 名	班 名	分 掌 事 務
	総括責任者 社会教育課長	2 社会教育団体との災害救助活動についての連絡及び協力依頼に関する事。
		3 避難所（社会教育施設等）の備蓄資材の収容・管理に関する事。
		4 文化財の二次被害予防、被害調査並びに災害応急復旧に関する事。
	学校施設班 総括責任者 各学校長	1 避難所の開設、運営に関する事。
		2 児童、生徒・地域住民の非常用食料の備蓄・管理に関する事。
		3 学校施設の使用、協力に関する事。
		4 避難所（学校施設）への備蓄資材の収容・管理に関する事。

# 第1章 防災体制

## 第1節 防災組織・防災体制

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1	防災体制の確立	○危機管理部（危機管理班）							
2	市災害対策本部の設置	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○各部（各班）							
3	市災害対策本部の運営	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○総務部（人事班） ○各部（各班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 防災体制の確立

[本編 P3-3]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>準備体制の確立</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	準備体制の配備基準に該当する場合、テレビ・ラジオ・インターネット等により気象情報の確認を行う。	参考 1 防災体制の種別と基準
2	<input type="checkbox"/>			気象情報が注意体制の配備基準を満たす状況となったときは、直ちに危機管理班長に報告する。	
<b>注意体制の確立</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	注意体制の配備基準に該当する場合、関係班長に対して配備決定の指示を行う。	参考 1 防災体制の種別と基準
2	<input type="checkbox"/>			職員参集メールを送信し、参集の連絡を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			職員の参集状況を確認し、危機管理部長に報告する。	
4	<input type="checkbox"/>			未参集の職員に電話連絡を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			高齢者等避難の発令の必要性について検討する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>警戒体制の確立</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	警戒体制の配備基準に該当する場合、本部員及び関係班長等に対して配備決定の連絡をする。	
2	<input type="checkbox"/>			職員参集メールを送信し、参集の連絡を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			職員の参集状況を確認し、危機管理部長に報告する。	
4	<input type="checkbox"/>			未参集の職員に電話連絡を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			高齢者等避難以上の発令、市災害対策本部の設置の必要性について検討する。	
<b>非常体制の確立</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	非常体制の配備基準に該当する場合、本部員及び関係班長等に対して配備決定の連絡をする。	
2	<input type="checkbox"/>			職員参集メールを送信し、参集の連絡を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			職員の参集状況を確認し、危機管理部長に報告する。	
4	<input type="checkbox"/>			未参集の職員に電話連絡を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			避難指示以上の発令の必要性について検討する。	
<b>緊急初動班の配備（震度4以上の地震発生時等）</b>					
1	<input type="checkbox"/>	緊急初動班の配備職員	—	勤務時間外において、市内で震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報、津波警報、南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は（巨大地震注意）が発表された場合、本庁舎又はあらかじめ指定された場所に自主参集する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	班員を指揮し、緊急初動班が実施する業務を行う。	参考2 緊急初動班の業務
3	<input type="checkbox"/>			被災状況等により所定の順位で連絡し、又は登庁を求め、市災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。	参考3 意思決定者及び職務代理者

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>勤務時間外及び休日における配備の連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	配備職員	—	勤務時間外に災害発生のおそれがあるときは、関係者からの連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係部課に連絡をとり、配備の準備をする。	
2	<input type="checkbox"/>	宿直員	—	県、岡山地方気象台等から気象・火災情報等の通報があり、所定の状況に該当する場合は、危機管理課長、各関係課長に連絡をする。	

## 参考 1 防災体制の種別と基準

種別	時期	配備要員	配備基準
準備体制	防災気象情報等を入手し、気象状況の進展を見守る段階	● 危機管理班：1名 (自宅待機)	<b>【風水害等】</b> ● 大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報（警戒レベル2）が発表されたとき。 ● 倉敷川水位（彦崎水位観測所）が氾濫注意水位（警戒レベル2水位）に達したとき。 ● その他危機管理課長が必要と判断したとき。
注意体制	警戒レベル3 高齢者等避難の発令を検討する段階	● 危機管理部長 (公共施設交通防災監) ● 危機管理班（危機管理課兼務除く）：全員 ● 以下の班：班長 土木班、農林水産班、都市計画班、水道班、下水道班、消防署班 ● 本部室員、連絡員、避難所派遣員、情報発信員、広報パトロール員、現地確認随行員：あらかじめ指定された職員（自宅待機）	<b>【風水害等】</b> ● 大雨注意報、洪水注意報又は高潮注意報（警戒レベル2）が発表され、災害発生の危険が予想されるとき。 ● 倉敷川水位（彦崎水位観測所）が氾濫注意水位（警戒レベル2水位）に達し、なお上昇が予想されるとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が24時間以内に市域にかかると予想されている、又は、台風が24時間以内に市域に接近することが見込まれるとき。 ● 大規模な事故災害の発生するおそれのあるとき。
警戒体制	警戒レベル3 高齢者等避難以上を発令する段階	● 本部長（市長、副市長、各部長）：全員 ● 危機管理班：全員 ● 以下に示す班：班長及び班員 土木班、農林水産班、都市計画班、水道班、下水道班、消防署班、協働推進班、秘書広報班 ● 本部室員、連絡員、避難所派遣員、情報発信員、広報パトロール	<b>【風水害等】</b> ● 大雨警報又は洪水警報（警戒レベル3相当）が発表されたとき。 ● 高潮注意報が発表され、当該注意報の中で警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき（警戒レベル3相当）。 ● 倉敷川水位（彦崎水位観測所）が避難判断水位（警戒レベル3水位）に達したとき。 ● 台風情報で、台風の暴風域が12時間以内に市域にかかると予想されている、又は、台風が12時間以内に市域に接近することが見込まれるとき。 ● 重大な事故災害が発生したとき。

種別	時期	配備要員	配備基準
		員、現地確認随行員： あらかじめ指定された職員	<b>【地震・津波】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度4又は5弱の地震が市内で発生したとき。</li> <li>● 津波注意報、津波警報が発表されたとき。</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、（巨大地震注意）が発表されたとき。</li> </ul>
非常体制	警戒レベル4 避難指示以上を発令する段階	● 同上 (ただし、発生災害が拡大し、被害が甚大と予想される場合は、防災対応の全職員)	<b>【風水害等】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高潮警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき。</li> <li>● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表されたとき。</li> <li>● 倉敷川水位（彦崎水位観測所）が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に達したとき。</li> <li>● 特別警報（大雨特別警報は警戒レベル5相当）が発表されたとき。</li> <li>● 相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき。</li> </ul> <b>【地震・津波】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度5強以上の地震が市内で発生したとき。</li> <li>● 大津波警報が発表されたとき。</li> <li>● 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</li> </ul>

参考 2 緊急初動班の業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急初動班の総括責任者（危機管理課長又はその代位者）は班員を指揮し、次の業務を行う。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 被災状況等の情報収集</li> <li>2) 市幹部への情報連絡及び県への報告</li> <li>3) 非常体制へ移行する措置</li> <li>4) 地震（震度4以上）に伴う津波情報への対応</li> </ol> </li> </ul>
---

参考 3 意思決定者及び職務代理者

■ 意思決定者

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
市長	副市長	公共施設交通防災監	—	—

■ 市長に事故がある場合等の非常時の職務代理者

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
副市長	公共施設交通防災監	危機管理課長	消防長	総務部長

## 2 市災害対策本部の設置

[本編 P3-5]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>市災害対策本部の設置準備</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	来庁者及び職員の安全を確保する。 (勤務時間の場合)	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	本部設置場所の使用可否を確認する。 使用不可能な場合は、代替本部設置場所を検討する。	
3	<input type="checkbox"/>			市災害対策本部の設置場所を決定し、会場の設営、必要な書類・資機材の準備を行う。	参考 4 本部の設置基準
<b>市災害対策本部の設置</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	本部の設置基準に該当する場合、市災害対策本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	市災害対策本部の設置を速やかに関係団体等に対し報告する。	
3	<input type="checkbox"/>			市災害対策本部の設置を、報道機関を通じ市民に公表する。	

## 参考 4 本部の設置基準

- 市災害対策本部は、次の場合に設置する。
- 1) 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、又は高潮、津波の警報が発令され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。
  - 2) 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
  - 3) 市に大規模な地震、火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
  - 4) 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれがあるとき。
  - 5) 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。
  - 6) 市内に震度5強以上の地震が発生したとき。
  - 7) その他市長が必要と認めるとき。

### 3 市災害対策本部の運営

[本編 P3-5]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>本部会議の開催</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	本部会議に必要な書類の準備等、本部会議開催に向けた準備を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			本部会議を開催し、重要事項の協議及び対応方針を決定する。	
<b>災害対応指示</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部長	—	本部長の指示や本部会議の決定事項を踏まえ、部内の各班に対応を指示する。	
<b>活動状況報告</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	自班の活動状況を危機管理班に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	各班の活動状況をとりまとめ、本部会議に伝達する。	
<b>人員調整</b>					
1	<input type="checkbox"/>	総務部	人事班	職員の参集状況及び安否状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>			参集状況を踏まえ、職員の応援等部門間の調整を行う。	
<b>市災害対策本部の任務</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	市災害対策本部が設置されたときは、各部・各班はあらかじめ定められた任務を行う。	参考 5 市災害対策本部の任務
<b>関係機関への連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	県、防災関係機関等に対し、応急対策の実施状況等を報告する。	
<b>市災害対策本部の廃止</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部会議で状況判断し廃止を決定する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	市災害対策本部の廃止を速やかに関係団体等に対し通報するとともに、報道機関を通じ市民に公表する。	



## 参考 5 市災害対策本部の任務

- 1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- 2) 災害対策の連絡調整に関すること。
- 3) 水防、その他災害の応急対策に関すること。
- 4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- 5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。
- 6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

## 第2節 防災情報及び被害情報

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	通信連絡	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（警防班）							
2	情報の収集・伝達	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（予防班） ○各部（各班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 通信連絡

[本編 P3-20]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>通信手段の確保</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 警防班	災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するための通信手段を確保する。	参考 6 災害発生直後に確保する通信手段
2	<input type="checkbox"/>			電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する。	
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する。	

#### 参考 6 災害発生直後に確保する通信手段

<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 防災行政無線による固定型通信局</li> <li>2) 携帯電話等移動通信回線</li> <li>3) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用</li> <li>4) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。</li> </ol>
---

### 2 情報の収集・伝達

[本編 P3-21]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>気象情報の収集・伝達</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	県、西日本電信電話（株）、消防庁から伝達される気象情報を受領する。	
2	<input type="checkbox"/>			市民に対し、収集した気象注意報・警報等の情報の伝達を行う。	資料編 3-15 気象注意報・警報等の伝達系統

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>災害情報の伝達</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	所掌する事務又は業務に関して、職員の動員又は関係機関の協力により、災害応急対策活動に必要な情報及び被害状況を収集し、速やかに関係機関に伝達する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	災害が発生するおそれがある異常な現象の通報を受けた場合、直ちに関係機関に通報する。	資料編3-14 異常気象時の情報伝達系統
<b>被害情報等の収集</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	参集途上に目撃した被害情報等を自班の班長に報告する。 班長は、班員から報告される被害情報等を集約し、危機管理班に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>			分掌事務に従い各班の所管する施設等の被害状況を調査し、危機管理班に報告する。	
3	<input type="checkbox"/>			発災直後においては、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。	
4	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	市民から寄せられる被害情報等を受付ける。 ※必要に応じて、担当部局に現地確認を依頼する。	
5	<input type="checkbox"/>			各班から報告される被害情報を整理する。 ※被害の位置、状況を大判地図に書き込む。	
<b>被害状況等の報告</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 予防班	地震による火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。	資料編3-11 消防庁の報告窓口
2	<input type="checkbox"/>			震度5強以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に直接報告する。（被害の有無を問わない。）	資料編3-11 消防庁の報告窓口

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
3	<input type="checkbox"/>			震度6弱以上の地震を覚知した場合には、速やかに行政機能の確保状況を確認し、「市町村行政機能チェックリスト」により県に報告する。	資料編3-12 行政機能チェックリスト
4	<input type="checkbox"/>	各部	各班	被害の発生及び経過に応じて、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。	
5	<input type="checkbox"/>			災害の状況及び被害状況等を、各事業の所管部局から所定の様式により県に報告する。	参考7 県へ報告する被害状況等の種類

参考7 県へ報告する被害状況等の種類

報告対象	報告の概要	様式
災害発生状況等	災害の状況及び実施する応急措置等	様式1-1 「災害発生通報」
	災害全体の概況	様式1-2 「災害速報（即報・確定）」
	災害応急対策完了後	様式1-2 「災害速報（即報・確定）」
人的被害・住家被害	人的被害・住家の被害状況	様式2 「人的被害・住家被害」
避難状況等	避難状況・救護所開設状況	様式3 「避難状況・救護所開設状況」
公共施設被害	公共施設被害の状況	様式4 「公共施設被害」
商工関係被害	商工関係の被害状況	様式5 「商工関係被害」
観光関係被害	観光関係の被害状況	様式6 「観光関係被害」
林野火災被害	林野火災の被害状況	様式7 「林野火災被害」
社会福祉施設被害	社会福祉施設の被害状況	様式8 「社会福祉施設被害状況」

## 第3節 災害広報及び報道

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1	災害広報	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班）	■	■					
2	災害報道	○政策部（秘書広報班）	■	■					
3	問い合わせ窓口の設置	○政策部（総合政策班） ○市民生活部（市民班）			■				

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 災害広報

[本編 P3-25]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	市民へ災害に関する情報の周知が必要な場合、広報を実施する。	参考 8 広報の内容
2	<input type="checkbox"/>			広報の際は、市ホームページ、ツイッター、フェイスブック、防災メルマガ、市LINE公式アカウント、市防災行政無線など多様な手段を用いて行う。	

#### 参考 8 広報の内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 災害の発生状況</li> <li>2) 安否情報</li> <li>3) 地域住民のとるべき措置</li> <li>4) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令</li> <li>5) 災害応急対策の状況</li> <li>6) 道路情報</li> <li>7) 食料、生活必需物資等の供給状況</li> <li>8) ライフラインの復旧状況</li> <li>9) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報</li> <li>10) 二次災害に関する情報</li> <li>11) 被災者生活支援に関する情報</li> <li>12) その他必要事項</li> </ul>
--

## 2 災害報道

[本編 P3-25]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	政策部	秘書広報班	報道の内容について、報道機関に情報提供する。また、必要に応じて県災害対策本部と調整し、報道要請を行う。	参考 9 報道の内容

### 参考 9 報道の内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 災害関連番組</li> <li>2) 災害関係の情報</li> <li>3) 安否情報</li> <li>4) 災害対策のための解説</li> <li>5) 関係機関の告知事項</li> <li>6) 道路情報</li> <li>7) 被災地で不足している物資等の情報</li> </ul>
---

## 3 問い合わせ窓口の設置

[本編 P3-26]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	市民班	必要に応じ、市民からの問い合わせに対応する窓口を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			市民からの問い合わせに対応し、内容が他班の分掌事務に属する場合は、適当な班に取り次ぐ。	
3	<input type="checkbox"/>	政策部	総合政策班	安否情報の提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防本部、県警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。	

## 第4節 災害救助法の適用

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害救助法の適用	○危機管理部（危機管理班） ○財政部（税務班） ○健康福祉部（福祉政策班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 災害救助法の適用

[本編 P3-28]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	財政部	税務班	災害が発生した場合は、迅速かつ正確に被災状況を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	被災状況が適用基準に該当、又は該当する見込みがあるときは、県に災害救助法の適用を申請する。	参考 10 災害救助法の概要
3	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	災害救助法に基づく救助の際は、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。	

#### 参考 10 災害救助法の概要

##### 1) 概要

救助法による救助は、発災後の応急期において、被災者の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩む被災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。

##### 2) 実施機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている。

さらに知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

##### 3) 救助の種類

- ① 応急仮設住宅の供与
- ② 医療及び助産
- ③ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- ④ 避難所の供与
- ⑤ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ⑥ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑦ 被災者の救出
- ⑧ 被災した住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与情報
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の搜索及び処理
- ⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 第5節 広域応援・雇用

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応援要請	○危機管理部（危機管理班） ○総務部（人事班）							
2	応援等の受入れ	○総務部（人事班）							
3	応急活動要員の雇用	○総務部（人事班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 応援要請

[本編 P3-30]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部	人事班	各部における人員等の充足状況、応援の必要性等を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			応援が必要な場合、応援要請先、応援内容、応援期間等、応援要請の方針を決定する。	
3	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	知事に対する応援要請手続は、必要事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。	参考 11 応援要請手続時の記載事項
4	<input type="checkbox"/>			他の市町村長に対する応援要請手続は、知事への応援要請に準じて行う。 ※協定を締結している場合には、当該協定に従う。	
5	<input type="checkbox"/>			応援が必要な場合、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。	参考 12 職員派遣要請等の手続時の記載事項
6	<input type="checkbox"/>			応援が必要な場合、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを要請する。	

#### 参考 11 応援要請手続時の記載事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 被害状況</li> <li>2) 応援を要する救助の種類</li> <li>3) 応援を要する職種別人員</li> <li>4) 応援を要する期間</li> <li>5) 応援の場所</li> <li>6) その他応援に関し必要な事項</li> </ul>
--



## 参考 12 職員派遣要請等の手続時の記載事項

- 1) 派遣及び派遣あっせんを要請する理由
- 2) 派遣及び派遣あっせんを要請する職員の職種別人員
- 3) 派遣及び派遣あっせんを必要とする期間
- 4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 5) その他職員の派遣について必要な事項

## 2 応援等の受入れ

[本編 P3-30]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部	人事班	各部における人的資源のニーズ及び応援職員の受入れ状況を把握し、応援職員の配置を検討する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、調整会議を開催し、応援職員の配置に関する庁内調整を行う。	

## 3 応急活動要員の雇用

[本編 P3-32]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部	人事班	災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、応援活動要員の雇用を行う。	参考 13 応急活動要員の雇用の範囲

## 参考 13 応急活動要員の雇用の範囲

- 1) り災者の避難
- 2) 医療及び助産における移送
- 3) り災者の救助
- 4) 飲料水の供給
- 5) 救助用物資の支給
- 6) 死体の搜索及び処理

## 第6節 自衛隊災害派遣要請

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	派遣要請	○危機管理部（危機管理班）		■					
2	災害派遣部隊の受入れ	○危機管理部（選管事務局班、監査事務局班） ○消防部（警防班）			■				
3	災害派遣に伴う経費の精算	○財政部（財政班）						■	

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 派遣要請

[本編 P3-33]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	応援が必要な場合、応援内容、応援期間等、応援要請の方針を決定する。	
2	<input type="checkbox"/>			自衛隊の派遣要請の必要がある場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。	資料編 3-30 自衛隊派遣要請要求書の様式
3	<input type="checkbox"/>			派遣要請手続は、必要事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。	参考 14 自衛隊派遣要請手続時の記載事項
4	<input type="checkbox"/>			通信の途絶等により、知事に対する派遣要請要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知する。	
5	<input type="checkbox"/>			STEP 4 の場合、その旨を知事に通知する。	

#### 参考 14 自衛隊派遣要請手続時の記載事項

<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>2) 派遣を希望する期間</li> <li>3) 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>4) その他参考となるべき事項</li> </ol>
--

## 2 災害派遣部隊の受入れ

[本編 P3-35、資料編 3-35]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	選管事務局 班 監査事務局 班	派遣部隊の活動が十分に達成されるよう調整を図り、活動を支援する。	
2	<input type="checkbox"/>			派遣部隊との連絡職員を指名する。	
3	<input type="checkbox"/>			応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保等の計画をたて、部隊到着後速やかに作業開始ができるよう準備しておく。	
4	<input type="checkbox"/>			部隊到着時は、目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複なく作業分担できるよう配慮する。	
5	<input type="checkbox"/>			自衛隊の宿泊施設又は宿営場所及び、車両等の保管場所の準備をする。	参考 15 宿営等の地積の基準
6	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班	ヘリコプターによる災害派遣要請の際は、ヘリコプターの受入れに関する準備をする。	参考 16 ヘリコプター受入れに関する準備

## 参考 15 宿営等の地積の基準

- 連隊規模：約 15,000 m<sup>2</sup>
- 師団等規模：約 140,000 m<sup>2</sup>

## 参考 16 ヘリコプター受入れに関する準備

- 以下の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤が堅固な平坦地を確保する。
  - 1) 着陸地点には、基準として定められたH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
  - 2) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
  - 3) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
  - 4) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
  - 5) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
  - 6) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

### 3 災害派遣に伴う経費の精算

[本編 P3-35]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	財政部	財政班	自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担する。	参考 17 災害派遣に伴う経費の負担区分
2	<input type="checkbox"/>			負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。	

#### 参考 17 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
- 3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
- 4) 県等が管理する有料道路の通行料

## 第7節 津波災害情報の伝達等

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～3時間	～24時間	～3日	～7日	～1か月	1か月～
1	津波災害情報の伝達	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○消防部（予防班、消防署班、消防団班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 津波災害情報の伝達

[本編 P3-36]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れにより避難が必要な場合や、津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示等を発令する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部 消防部	危機管理班 秘書広報班 予防班 消防署班 消防団班	津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合でも、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝達する。	
3	<input type="checkbox"/>			津波警報等、避難指示等の伝達は、走行中の車両、列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝わるよう、あらゆる手段を活用して行う。	参考 18 津波警報、避難指示等の伝達方法

#### 参考 18 津波警報、避難指示等の伝達方法

- 1) 防災行政無線
- 2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
- 3) Lアラート（災害情報共有システム）
- 4) テレビ
- 5) ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）
- 6) 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
- 7) ワンセグ
- 8) インターネット
- 9) SNS
- 10) 広報車・消防車両等

## 第2章 緊急活動

### 第1節 救助計画

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	救助活動	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（消防総務班、警防班、消防署班、消防団班）							
2	負傷者の応急手当	○消防部（消防署班、消防団班）							
3	行方不明者の搜索	○消防部（警防班、消防署班、消防団班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

#### 1 救助活動

[本編 P3-38]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。	参考 19 救助活動における留意事項
2	<input type="checkbox"/>		消防総務班	救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村へ応援要請を行う。	
3	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	必要に応じて協定等に基づき、関係団体から救助に必要な車両、船艇、資機材を借り上げ、調達する。	

#### 参考 19 救助活動における留意事項

- 1) 救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行う。
- 2) 延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先し救助活動を行う。
- 3) 救出に当たる重機類やヘリコプターの音等を一齐に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場に応じた救助活動を行う。

## 2 負傷者の応急手当

[本編 P3-39]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防署班 消防団班	救助した傷病者に対して処置を行い、緊急の治療を要する場合は、救護所または医療機関へ搬送する。	

## 3 行方不明者の搜索

[本編 P3-39]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	県警察、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集、搜索活動を行う。	

## 第2節 救急・医療計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	医療活動に関する総合調整	○危機管理部（危機管理班） ○健康福祉部（健康増進班） ○消防部（消防総務班、警防班）							
2	救護所の設置・救護班の編成	○健康福祉部（健康増進班） ○消防部（警防班）							
3	医療機関のライフラインの確保	○危機管理部（危機管理班）							
4	傷病者搬送	○危機管理部（危機管理班） ○財政部（契約管理班） ○消防部（消防総務班、警防班、消防署班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 医療活動に関する総合調整

[本編 P3-41]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 健康福祉部 消防部	危機管理班 健康増進班 消防総務班 警防班	自主防災組織等と連携して次の業務を行う。 ● 広域災害救急医療情報システムの活用による医療機関情報の収集・提供 ● 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供 ● 救護所の設置と救護班の派遣要請	
2	<input type="checkbox"/>			市内の医師では医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>			県と連携して災害による被災者のストレスケア等に努める。	
4	<input type="checkbox"/>			救助・救急活動を実施する際は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。	

### 2 救護所の設置・救護班の編成

[本編 P3-42]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	健康増進班	傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			救護に必要な人員を確保する。	



STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
3	<input type="checkbox"/>			救護所の設置場所及び収容人数等の概要を県に報告する。	資料編 3-16 重要な災害情報伝達内容
4	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対し救護班の派遣を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班	傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMATの出動を要請する。	

### 3 医療機関のライフラインの確保

[本編 P3-42]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	医療機関からライフラインの復旧要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			ライフライン事業者に対して応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請し、必要に応じ自衛隊の応援派遣を県に要請する。	

### 4 傷病者搬送

[本編 P3-45]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班	災害拠点病院等への搬送が必要な場合、傷病者の搬送は、原則として救急車等で搬送する。	
2	<input type="checkbox"/>		消防総務班	救急車両が確保できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>	財政部	契約管理班	傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部又は消防本部から要請があった場合は、公用車の手配を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項により、一般車両を確保する。一般車両で対応する場合は、規制除外車両標章等の交付を受ける。	

### 第3節 避難及び避難所の設置運営計画

#### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	避難	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○消防部（消防署班、消防団班）							
2	指定避難所の設置	○危機管理部（危機管理班） ○総務部（協働推進班） ○健康福祉部（福祉政策班、長寿介護班）							
3	指定避難所の運営体制	○総務部（協働推進班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

#### 1 避難

[本編 P3-47]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>避難指示等の発令・解除</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	避難指示等の発令に必要な情報を収集・整理する。	参考 20 避難指示等の発令基準
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、県、指定行政機関または指定地方行政機関に助言を求める。	
3	<input type="checkbox"/>			避難指示等の種類、発令対象地域、開設する指定緊急避難場所等を検討し、本部長に具申する。	参考 21 避難指示等による伝達内容
4	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	避難の指示等をしたときは、直ちに地域住民に対して、多様な手段を用いて伝達する。	
5	<input type="checkbox"/>			十分に安全性の確認を行い、災害による危険がなくなった場合、避難指示等を解除し、周知する。	
<b>警戒区域の設定</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 消防署班 消防団班	特に必要があるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>避難誘導</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防署班 消防団班	人命の安全を第一に、地域住民等の避難誘導を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			避難誘導は、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行う。	

参考 20 避難指示等の発令基準

※以下の状況で市長が必要と認めたとき

【土砂災害】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となったとき。</li> <li>●数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき。</li> <li>●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されているときなど）（夕刻時点で発令）。</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。</li> <li>●土砂キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となったとき。</li> <li>●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。</li> <li>●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。</li> <li>●土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。</li> <li>●土砂キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき。</li> <li>●土砂災害の発生が確認されたとき。</li> </ul>

【高潮】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）。</li> <li>●高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかることが予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれるとき。</li> <li>●警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。</li> <li>●「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき。</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高潮警報（警戒レベル4相当情報）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。</li> <li>●警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されるときなど）（夕刻時点で発令）。</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水門、陸閘等の異常が確認されたとき。</li> <li>●海岸堤防等が倒壊したとき。</li> <li>●異常な越波・越流が発生したとき。</li> </ul>

【洪水等】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したとき。</li> <li>● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</li> <li>● その他河川の上流で大量又は強い降雨が見込まれ、引き続き水位上昇のおそれがあるとき。</li> <li>● 洪水キキクルで「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）が出現したとき。</li> <li>● 堤防に軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>● 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。</li> <li>● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断したとき。</li> </ul>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したとき。</li> <li>● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</li> <li>● その他河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高いとき。</li> <li>● 洪水キキクルで「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）が出現したとき。</li> <li>● 堤防に異常な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき（夕刻時点で発令）。</li> <li>● 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後、速やかに発令）。</li> <li>● 台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断したとき。</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 倉敷川の彦崎水位観測所の水位が氾濫開始相当水位（レベル5水位）に到達したとき。</li> <li>● その他河川の水位が堤防高に到達したとき。</li> <li>● 洪水キキクルで「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）が出現したとき。</li> <li>● 大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。</li> <li>● 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まったとき。</li> <li>● 樋門・水門等の施設の機能支障が発見されたとき。</li> <li>● 堤防の決壊や越水、溢水が発生したとき（氾濫の発生が把握できたとき）。</li> <li>● 近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断したとき。</li> </ul>

【津波】

区分	発令基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令しない。</li> </ul> <p>※遠地地震の場合の避難情報 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表するときがある。この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。</p>
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。（ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。）</li> <li>● 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じたとき、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じたとき。</li> </ul>
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に発令しない。</li> </ul>

参考 21 避難指示等による伝達内容

1) 避難指示等の理由
2) 避難指示等が出された地域名
3) 避難経路及び避難先
4) 避難行動における注意事項

2 指定避難所の設置

[本編 P3-54]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>避難所の開設</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	各避難所の担当職員（避難所派遣員）に避難所の開設を指示する。	
2	<input type="checkbox"/>	避難所派遣員	—	避難者、施設管理者と協力し、避難所の開設準備を行う。	参考 22 避難所の開設準備事項
3	<input type="checkbox"/>			開設準備完了を協働推進班に報告し、避難者の受入れを開始する。	
4	<input type="checkbox"/>			避難者名簿を作成し、避難者数を協働推進班に報告する。	
5	<input type="checkbox"/>	総務部	協働推進班	避難者数をとりまとめ、危機管理班に報告する。	
6	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	避難所の開設状況等を県に報告する。	
7	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班 長寿介護班	福祉避難所の開設が必要な場合は、協定等に基づき、施設管理者に開設を要請する。	
<b>避難所の閉鎖</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 総務部	危機管理班 協働推進班	避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了を検討し、残留避難者の受入れ先を調整する。	
2	<input type="checkbox"/>	避難所派遣員	—	運営スタッフと協力して後片付けを行い、施設の原状を回復する。	
3	<input type="checkbox"/>			避難所運営に関する記録等を取りまとめる。	

参考 22 避難所の開設準備事項

- 1) 施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。  
※安全性が欠ける場合、班長に連絡し、代替施設に移転する。
- 2) 必要に応じて、建物の応急危険度判定の実施を都市計画班に依頼する。
- 3) 施設内部の危険箇所を確認し、危険箇所には立入禁止の表示を行う。
- 4) 避難者受入れスペース（要配慮者用スペース、救護スペースなど）の区分けを行う。

3 指定避難所の運営体制

[本編 P3-58]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部 避難所派遣 員	協働推進班 —	避難所運営スタッフを確保し、避難者を中心とした避難所運営組織を確立する。	
2	<input type="checkbox"/>			避難所運営マニュアルに基づき、各避難所の状況（避難者数、支援のニーズ、必要物資、避難所外避難者・要配慮者の情報等）を把握し、他の班と連携して必要な支援を行う。	参考 23 避難所の運営支援における留意事項
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、指定避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策を行う。	参考 24 家庭動物等の収容対策
4	<input type="checkbox"/>			常に市災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。	

## 参考 23 避難所の運営支援における留意事項

- 1) 食事供与の状況、トイレの設置状況等、入浴の機会の提供状況、避難者の生活状況を随時把握し、必要な対策を講じる。
- 2) 避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握し、必要な措置を講じる。
- 3) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 4) 避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲示などの配慮を行う。
- 5) 新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに誘導する。

## 参考 24 家庭動物等の収容対策

- 1) 家庭動物の取り扱い  
災害発生時における家庭動物の取扱いは、飼い主による管理を原則とする。
- 2) 家庭動物同行避難者の受け入れ
  - ① 同行避難  
災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。
  - ② 指定避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止  
指定避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし、身体障害者補助犬を除く。
  - ③ 災害避難時における飼育管理  
飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。
  - ④ 家庭動物飼い主への対応  
指定避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 3) 関係機関との連携  
必要に応じ、避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- 4) 家庭動物の衛生対策等  
指定避難所に同行避難してきた被災ペットについて、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について必要な措置を講ずる。

## 第4節 交通の確保

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	道路啓開	○建設部（土木班）							
2	交通の確保	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○建設部（土木班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 道路啓開

[本編 P3-62]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、被害状況を調査する。	
2	<input type="checkbox"/>			所管の緊急輸送道路の被災箇所について、車両通行機能確保のための障害物除去及び復旧作業を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			応援協定を締結した団体を通じ、障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保をする。	

### 2 交通の確保

[本編 P3-63]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>陸上交通の確保</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行確保の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合は車両の移動等を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			道路施設の破損等により、通行が危険な場合、又は被災道路の応急補修や応急復旧等を行う場合は、県警察と協議し、区間を定めて道路の通行を禁止、又は制限する。	



STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>帰宅困難者対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	交通機関の運行状況や道路の被災状況など適切な情報提供を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、避難所等の施設を活用し、帰宅困難者の滞在場所を確保する。	

## 第5節 緊急輸送計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	輸送拠点の確保	○危機管理部（危機管理班）							
2	輸送ルート確保	○危機管理部（危機管理班） ○建設部（土木班）							
3	輸送ルートの調整	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○建設部（土木班）							
4	人員、物資の輸送	○建設部（土木班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 輸送拠点の確保

[本編 P3-67]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>輸送拠点の確保</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	地域内輸送拠点候補施設の被災状況や避難所としての利用状況等を考慮し、開設する地域内輸送拠点を決定する。必要に応じ、ヘリポート開設場所を選定する。	

### 2 輸送ルートの確保

[本編 P3-67]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>陸上輸送</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	所管する道路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧など、道路機能の確保を図る。	
<b>海上輸送</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	旅客船事業者及び貨物船事業者、その他協定を締結している機関（岡山県水難救済会等）の協力を得て輸送措置をとる。	
<b>空路輸送</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	自衛隊、関係機関のヘリコプター空輸に対応するため、ヘリコプター基地の確保を図る。	

## 3 輸送ルートの調整

[本編 P3-68]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 建設部	危機管理班 土木班	輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供する。	
2	<input type="checkbox"/>	政策部	秘書広報班	県外からの応援隊及び資機材等の輸送を踏まえ、輸送ルートは報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。	

## 4 人員、物資の輸送

[本編 P3-68]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>輸送（第1段階）</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。	
2	<input type="checkbox"/>			輸送第1段階では特に次の輸送に配慮する。 1) 人命の救助等に要する人員、物資 2) 応急対策に必要な人員、資材	
<b>輸送（第2段階）</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。	
2	<input type="checkbox"/>			輸送第2段階では特に次の輸送に配慮する。 1) 物資（食料、飲料水、衣服、寝具等） 2) 応急復旧等に必要な人員、物資	

## 第6節 物資等の受入、集積、搬送、配分計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	必要とする物資等の把握・情報提供	○危機管理部（危機管理班） ○総務部（協働推進班） ○市民生活部（保険年金班） ○産業振興部（商工観光班）							
2	物資の受入体制等	○危機管理部（危機管理班） ○総務部（協働推進班） ○市民生活部（保険年金班） ○産業振興部（商工観光班）							
3	物資の配付	○総務部（協働推進班） ○市民生活部（保険年金班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 必要とする物資等の把握・情報提供

[本編 P3-69]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部 市民生活部	協働推進班 保険年金班	指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			指定避難所等に不足している物資について、必要に応じて物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、把握する。	
3	<input type="checkbox"/>	産業振興部	商工観光班	被災者数より、生活必需品等の必要量を把握する。	
4	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。	

### 2 物資の受入体制等

[本編 P3-70]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>物資の受入体制の整備</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	地域内輸送拠点候補施設の被災状況や避難所としての利用状況等を考慮し、開設する地域内輸送拠点を決定する。	参考 25 地域内輸送拠点の候補施設
2	<input type="checkbox"/>	総務部 市民生活部 産業振興部	協働推進班 保険年金班 商工観光班	地域内輸送拠点には職員を配置し、県から搬送された物資を保管する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>輸送方法</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	道路・橋梁等の被害状況等に基づき、地域内輸送拠点及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。	
2	<input type="checkbox"/>			集積場所から指定避難所への輸送は、県トラック協会等に協力要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。	
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図る。	

参考 25 地域内輸送拠点の候補施設

<ul style="list-style-type: none"> <li>1) みやま公園</li> <li>2) 玉野市民総合運動公園</li> <li>3) リサイクルプラザ</li> <li>4) 高山ドーム</li> <li>5) 玉野競輪場</li> </ul>
--

3 物資の配付

[本編 P3-71]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部 市民生活部	協働推進班 保険年金班	指定避難所へ搬送された物資は、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配付する。なお、配付に当たっては要配慮者を優先する。	

## 第7節 防災営農

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	農地及び農業用施設の応急措置	○産業振興部（農林水産班）							
2	応急措置に関する応援要請	○産業振興部（農林水産班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 農地及び農業用施設の応急措置

[本編 P3-72]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	農林水産班	河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。	
2	<input type="checkbox"/>			排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止する。被災により機能を失った場合は、応急排水ポンプにより湛水排除を図る。	
3	<input type="checkbox"/>			ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止の応急工事を行い、必要があるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下を図る。	
4	<input type="checkbox"/>			取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊を防止する。	
5	<input type="checkbox"/>			頭首工の保全のため必要な措置をとるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。	

### 2 応急措置に関する応援要請

[本編 P3-73]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	農林水産班	湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。	
2	<input type="checkbox"/>			ため池、用排水路等の応急工事に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。	

## 第8節 流木の防止

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	貯木場での措置	○産業振興部（商工観光班）		■					
2	流木への措置	○危機管理部（危機管理班） ○建設部（土木班）		■					

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 貯木場での措置

[本編 P3-74]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	商工観光班	貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図る。	

### 2 流木への措置

[本編 P3-75]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	河川流域内及び、湛水、浸水地域に漂流する流木について、所有者が判明している場合は所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを除去する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について県を通じ応援要請する。	

## 第9節 水防計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	水防活動	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○産業振興部（農林水産班） ○建設部（土木班、水道班、下水道班） ○消防部（消防署班、消防団班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 水防活動

[本編 P3-79]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報収集及び記録</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	各河川、海岸、港湾等に巡視員を派遣し、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させる。	
<b>警戒巡視</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部 建設部 消防部	農林水産班 土木班 水道班	監視は、第1応急対策部員があたり、必要により担任区域の第2応急対策部員を適宜配備する。	
2	<input type="checkbox"/>		下水道班 消防署班 消防団班	災害のおそれのある区域を巡視し、溢水、漏水、決壊等のおそれがあると認められるときは、直ちにその状況を市長に報告し、応急対策を行う。	
<b>出動準備</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	水防警報を受けたときのほか、次の場合は第1及び第2応急対策部員に対して、出動準備をさせる。 1) 水位（潮位）が水防団待機水位（通報潮位）に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。 2) 気象状況等によって洪水、津波又は高潮の危険が察知されるとき。	

第2章  
救助活動



STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>出勤</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	次の場合は直ちに第1及び第2応急対策部員を出勤させ、警戒配置につかせると共に、直ちに備前県民局長に報告する。 1) 水位（潮位）が氾濫注意水位（警戒潮位）に達したとき。 2) 海岸にあっては、風速15メートル以上の南よりの風が吹き、同時に満潮時になるとき。	
<b>作業開始</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	堤防の巡視を行い、所定の異常を発見したときは、直ちに備前県民局長に報告するとともに水防作業を開始させる。	資料編3-41 県民局に報告すべき堤防の異常
<b>避難のための立退き</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	洪水、雨水出水、津波又は高潮による氾濫で著しい危険が切迫している場合は、居住者に対し、防災行政無線、ラジオ、信号又は広報等により、立退き又はその準備を指示する。	
<b>業務の閉鎖</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	自らの区域内の水防活動がなくなったときは、水防体制を解除し、一般に周知するとともに備前県民局長に対して報告する。	

## 第10節 消防

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	消防活動	○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）	■	■	■	■			
2	招集	○消防部（消防署班、消防団班）	■	■	■				
3	応援要請	○消防部（消防総務班）		■	■	■			
4	消火活動	○消防部（予防班、警防班、消防署班、消防団班）		■	■	■			

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 消防活動

[本編 P3-87]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>火災警報及び火災注意報</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防総務班 予防班	岡山地方気象台からの火災気象通報等が発令され、火災の予防上危険なときは、発令基準により火災警報又は火災注意報を発令する。	参考 26 火災警報及び火災注意報の発令基準
2	<input type="checkbox"/>			火災警報又は火災注意報の発令及び解除の伝達は、消防団及び各関係機関へ速やかに連絡し、掲示板の提出、広報車による広報活動等により周知する。	
3	<input type="checkbox"/>			火災警報又は火災注意報を発令した場合は、玉野市火災予防条例又は告示の定めるところにより、火気使用の制限を行う。	
<b>異常気象時における消防対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班 消防署班 消防団班	火災予防上危険があると認める場合、又は火災が発生した場合大火に発展しやすい異常気象時は、広報車等により一般市民の警火心の喚起に努める。	
<b>危険物防御対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班 警防班 消防署班 消防団班	危険物の漏えい等で、被災害が拡大するおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。	
2	<input type="checkbox"/>			発災危険物の性状及び量的な面から検討し、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が消火方策を決定する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
3	<input type="checkbox"/>			爆発災害現場においては、防御隊員の安全を確保するため、当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立する。	
4	<input type="checkbox"/>		消防総務班	初期消火活動に必要な薬剤を調達する。	
<b>緊急避難対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	緊急避難の指示については、危険の実態を把握できる消防職団員が的確に行う。	参考 27 緊急避難指示の基準
2	<input type="checkbox"/>			避難指示等を行った場合は速やかにその旨を市長、玉野警察署長に通報する。	

参考 26 火災警報及び火災注意報の発令基準

<p><b>【火災警報発令基準】</b></p> <p>1) 実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、最大風速が毎秒 7 mを超える見込みのとき。</p> <p>2) 平均風速毎秒 10m以上の風が、1 時間以上連続して吹く見込みのとき。</p> <p><b>【火災注意報発令基準】</b></p> <p>1) 実効湿度が 60%以下で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。</p> <p>2) 最大風速が毎秒 7 m以上で、県南部に乾燥注意報が発表されているとき。</p> <p>3) 火災が多発しているとき、又はそのおそれがあり、一般に注意を促す必要があるとき。</p>
--

参考 27 緊急避難指示の基準

<p>1) 火災が拡大するおそれがあるとき。</p> <p>2) 爆発のおそれがあるとき</p> <p>3) その他居住者の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。</p>
--

## 2 招集

[本編 P3-89]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>非常時招集計画</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防署班 消防団班	災害が発生、又は発生するおそれがあり、緊急に消防力を増強する必要がある場合、非番消防職員の招集、並びに消防団員の出動を連絡する。	
2	<input type="checkbox"/>			招集・出動の指示を受けた職団員は、直ちに所定の場所へ参集する。	

## 3 応援要請

[本編 P3-90]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防総務班	市の消防力では防御が困難な場合、県知事を通じ応援要請を行う。	参考 28 県に対する応援要請
2	<input type="checkbox"/>			市の消防力では防御が困難な場合、岡山県下消防相互応援協定に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			応援要請時には、応援要請先に対し、所定の内容について災害情報の通報及び協議を行う。	参考 29 災害状況の通報及び協議内容
4	<input type="checkbox"/>			応援隊の受入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。	参考 30 専任者の任務

### 参考 28 県に対する応援要請

- 1) 「岡山県緊急消防援助隊受援計画」に基づく県外の緊急消防援助隊への応援要請
- 2) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく県外の防災ヘリ・消防ヘリの派遣要請
- 3) 「自衛隊法第 83 条」(災害派遣)に基づく自衛隊への派遣要請
- 4) 「岡山県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づく消防防災ヘリコプターの出動要請

### 参考 29 災害状況の通報及び協議内容

- 1) 災害の状況
- 2) 応援車両の種別・台数、又は応援ヘリ機数
- 3) 応援に必要な人数
- 4) 到着希望日時

## 参考 30 専任者の任務

- 1) 緊急消防援助隊等の対応
- 2) 応援ルート及び集結場所の選定
- 3) 応援隊に関する各種連絡

## 4 消火活動

[本編 P3-87]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>火災発生状況等の把握</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班 警防班 消防署班	消防職（団）員を指揮し、消防活動に関する事項について情報を収集する。	参考 31 消防活動に関する情報収集の内容
<b>消火活動</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	関係防災機関と連携をとりながら、消火活動を行う。	参考 32 消火活動の留意事項

## 参考 31 消防活動に関する情報収集の内容

- 1) 延焼火災の状況
- 2) 自主防災組織の活動状況
- 3) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- 4) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

## 参考 32 消火活動の留意事項

- 1) 延焼火災棟数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- 2) 木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。
- 3) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- 4) 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- 5) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び消火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- 6) 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。
- 7) 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

# 第3章 事故災害応急対策

## 第1節 海上災害対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	海上災害対策	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○産業振興部（農林水産班） ○建設部（土木班） ○消防部（予防班、警防班、消防署班、消防団班）							
2	応援協力関係	○危機管理部（危機管理班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 海上災害対策

[本編 P3-92]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報収集・連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を報告する。	
<b>風水害時等の応急措置</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部 建設部	農林水産班 土木班	被災した市管理の港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、応急工事を実施する。	
<b>海上流出油、危険物等の防除</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 警防班 消防署班 消防団班	必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般市民の立入制限、退去等を命令する。	
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図る。	
3	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班	事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。	
<b>海上における火災</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班 警防班 消防署班 消防団班	船舶で火災発生又は石油類等の危険物が海面に流出し、海上で火災が発生した場合、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち消火活動を実施する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
2	<input type="checkbox"/>			以下の船舶の消火活動は、海上保安部の協力のもと市が実施する。 1) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶 2) 河川、湖沼における船舶	
3	<input type="checkbox"/>		消防総務班	火災の規模により、市の消防力では対処できない場合は、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。	

## 2 応援協力関係

[本編 P3-94]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	港湾・漁港施設の応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員確保の応援要請をし、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>			流出油等防除活動について、必要に応じ、県及び港湾管理者等、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。	

## 第2節 大規模な火災対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	大規模な火災対策	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）							
2	応援協力関係	○消防部（消防総務班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 大規模な火災対策

[本編 P3-95]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報の収集・連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班	火災発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>		消防総務班 予防班	消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合、消防庁へ報告する。	
<b>消火・避難活動</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班	速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		消防署班 消防団班	自主防災組織等の協力を得て、避難誘導を行う。	
<b>救助・救急活動</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	火災による人的被害が発生した場合は、救助・救急活動を行い、被害状況を把握する。	

### 2 応援協力関係

[本編 P3-96]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防総務班	火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、ヘリコプター等航空機の出動を県に要請する。	
3	<input type="checkbox"/>			化学消火薬剤等の確保が困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。	



## 第3節 林野火災対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	林野火災対策	○危機管理部（危機管理班） ○産業振興部（農林水産班） ○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）							
2	応援協力関係	○消防部（消防総務班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 林野火災対策

[本編 P3-97]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報の収集・連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 産業振興部 消防部	危機管理班 農林水産班 消防総務班 予防班	火災発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	参考 33 災害状況の報告及び協議内容
<b>活動体制の確立</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 予防班 警防班	林野火災対応の全ての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部及び後方支援本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行う。	
<b>消火・避難活動</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て、市民の避難誘導等の活動を行う。	

#### 参考 33 災害状況の報告及び協議内容

<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 災害の状況</li> <li>2) 応援車両の種別・台数、又は応援ヘリ機数・ヘリ離発着場の選定等</li> <li>3) 応援に必要な人数</li> <li>4) 到着希望日時</li> </ol>
---

## 2 応援協力関係

[本編 P3-98]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防総務班	市の消防力で対処できない場合は、他市町村及び県に応援を要請する。 ※「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。	
2	<input type="checkbox"/>			火災拡大が予想される場合、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と判断される場合は、県に消防防災ヘリコプターを要請する。	
3	<input type="checkbox"/>			林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。	

## 第4節 危険物等災害対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安							
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～	
1	危険物等災害対策	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）								

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 危険物施設等の応急対策

[本編 P3-100]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報の収集・連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 消防総務班 予防班	災害発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>			消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、消防庁へ報告する。	
3	<input type="checkbox"/>			災害の規模に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び市災害対策本部の設置等必要な体制をとる。	
<b>危険物施設の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班	事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など応急対応を行う。	
2	<input type="checkbox"/>		予防班 警防班 消防署班 消防団班	危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止の措置を講じるよう指示し、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。	
3	<input type="checkbox"/>		関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。		
4	<input type="checkbox"/>		消防総務班	市の消防力等で対処できない場合は、他市町村に応援を要請する。	
5	<input type="checkbox"/>		さらに消防力等が必要な場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求する。		

第3章  
事故災害応急対策

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
6	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、指定地方行政機関に当該職員の派遣の要請、又は県に指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。	
7	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について県に応援を要請する。	
<b>毒物劇物施設の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 予防班 警防班	地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の指示等を行う。	

## 第5節 高圧ガス災害対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安							
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～	
1	高圧ガス災害対策	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）								

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 高圧ガス災害対策

[本編 P3-103]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報の収集・連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 消防総務班 予防班	災害発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>			消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、消防庁へ報告する。	
3	<input type="checkbox"/>			災害の規模に応じて、職員の非常招集、情報収集・連絡体制の確立及び市災害対策本部の設置等必要な体制をとる。	
<b>高圧ガス施設対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	予防班 警防班 消防署班 消防団班	災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、関係機関等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。	
3	<input type="checkbox"/>		予防班	製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。	
4	<input type="checkbox"/>		消防総務班	市の消防力等では対処できない場合は、他市町村に応援を要請する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
5	<input type="checkbox"/>			さらに消防力等が必要な場合は、県に対し緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求し、必要資機材の確保等の応援を要請する。	
6	<input type="checkbox"/>			必要があると認めるときは、指定地方行政機関に当該職員の派遣の要請し、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。	

## 第6節 火薬類災害対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安							
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～	
1	火薬類災害対策	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）								

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 火薬類災害対策

[本編 P3-105]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>情報の収集・連絡</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 消防総務班 予防班	災害発生状況、被害規模等の情報を収集し、県に報告する。	
2	<input type="checkbox"/>			消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、消防庁へ連絡する。	
<b>火薬類災害対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 予防班 警防班 消防署班 消防団班	火薬類の所有者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。	
2	<input type="checkbox"/>			関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。	
3	<input type="checkbox"/>			消防総務班	市の消防力等で対処できない場合は、他市町村に応援を要請する。
4	<input type="checkbox"/>		さらに消防力等が必要な場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求する。		
5	<input type="checkbox"/>		必要に応じ、指定地方行政機関に当該職員の派遣の要請、又は県に指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。		
6	<input type="checkbox"/>		必要に応じ、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について県に応援を要請する。		

## 第7節 有害ガス等災害対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	有害ガス等災害対策	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（予防班、警防班、消防署班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 有害ガス等災害対策

[本編 P3-107]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 予防班 警防班 消防署班	有害ガス等が、大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。	



## 第8節 集団事故災害対策

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	集団事故災害対策	○危機管理部（危機管理班） ○消防部（消防総務班、予防班、警防班、消防署班、消防団班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 集団事故災害対策

[本編 P3-108]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>市災害対策本部の設置</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要がある場合、市災害対策本部を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			市災害対策本部を設置したときは、県に報告する。	
<b>市現地災害対策本部の設置・責務</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 消防部	危機管理班 警防班	現地において総合的な救急医療活動を実施する市現地災害対策本部を事故現場に近く、通信連絡に便利な場所に設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して市現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。	
3	<input type="checkbox"/>			関係機関が実施する救急医療等の業務の調整を図る。	参考 34 市現地災害対策本部が調整を図る業務
<b>集団事故対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	消防部	消防総務班 予防班 警防班 消防署班 消防団班	通報等により集団事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			市災害対策本部が設置された場合は、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。	
3	<input type="checkbox"/>			傷病者の発生状況等により必要と判断した場合、県及び関係機関に応援を要請する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
4	<input type="checkbox"/>			事故対象物が特殊な物質で応急対策に特別の知識が必要な場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。	

参考 34 市現地災害対策本部が調整を図る業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 災害現場での救助</li> <li>2) 現場付近での応急手当</li> <li>3) 負傷者の分類</li> <li>4) 収容医療施設の指示</li> <li>5) 医療施設への搬送</li> <li>6) 死体の処理</li> </ul>
--

# 第4章 民生安定活動

## 第1節 要配慮者等支援計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安							
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～	
1	要配慮者等支援計画	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班） ○健康福祉部（福祉政策班、長寿介護班）								

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 要配慮者等支援計画

[本編 P3-111]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>安否状況把握</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者に提供し、避難支援、安否確認を依頼する。	
2	<input type="checkbox"/>			発災時においては、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等に努める。	
<b>避難支援</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう呼び掛ける。	
2	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班 長寿介護班	社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者に、要配慮者の的確な状況の把握に努め、迅速な避難が行われるよう指導する。	
<b>避難後の対応</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班 長寿介護班	あらかじめ定めた避難計画等に従い、要配慮者を支援するための措置をとる。	参考 35 要配慮者を支援するための措置
2	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。	

第4章  
民生安定活動

参考 35 要配慮者を支援するための措置

- 1) 地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。
- 2) ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。
- 3) 要配慮者の特性に応じた、分かりやすい情報提供等を行う。
- 4) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。
- 5) 指定避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅等へ設置・提供する。
- 6) 指定避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。
- 7) 指定避難所又は在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

## 第2節 風評・パニック防止対策計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	風評・パニック防止対策	○危機管理部（危機管理班） ○政策部（秘書広報班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 風評・パニック防止対策

[本編 P3-113]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>発生防止対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	被災地及び指定避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。	
2	<input type="checkbox"/>			報道機関の協力を得て情報の周知に努める。	
<b>風評解消対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部 政策部	危機管理班 秘書広報班	風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。	

## 第3節 食料供給、炊き出し計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	食料の調達	○市民生活部（保険年金班）							
2	炊き出し等による食料の給与	○総務部（協働推進班） ○市民生活部（保険年金班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 食料の調達

[本編 P3-114]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>食料の管理体制の確立</b>					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	保険年金班	被災者数より、食料の必要量を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			保管場所の責任者を指定し、保管場所における食料の受入れ・管理体制を整える。	
<b>食料の調達</b>					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	保険年金班	事前に協議した米穀販売者より、米穀を調達する。	
2	<input type="checkbox"/>			備蓄食料が不足する場合、食品販売業者等との協定等に基づき調達する。	

### 2 炊き出し等による食料の給与

[本編 P3-115]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	総務部 市民生活部	協働推進班 保険年金班	炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで避難所運営職員が実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			避難者、近隣住民等に協力を呼びかけ、炊き出しを実施する。	
3	<input type="checkbox"/>			炊き出しが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しや食料給与の実施、人員及び食料について応援を要請する。	参考 36 応援等の要請において明示する事項
4	<input type="checkbox"/>			炊き出し場所に、消毒ができる設備を設ける。	

## 参考 36 応援等の要請において明示する事項

- 1) 炊き出しの実施
  - ① 所要食数（人数）
  - ② 炊き出し期間
  - ③ 炊き出し品送付先
  - ④ その他
- 2) 物資の確保
  - ① 所要物資の種別
  - ② 数量
  - ③ 物資の送付先及び期日
  - ④ その他

## 第4節 飲料水の供給計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	飲料水の供給	○建設部（水道班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 飲料水の供給

[本編 P3-117]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建設部	水道班	飲料水確保が困難な地域に臨時給水所を設置し、市民に給水場所や給水時間等について広報するとともに、給水車等による応急給水を行う。	
2	<input type="checkbox"/>			飲料水を供給できないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行い、県に調達斡旋を要請する。	参考 37 調達斡旋要請時の伝達事項

#### 参考 37 調達斡旋要請時の伝達事項

- 1) 給水を必要とする人員
- 2) 給水を必要とする期間及び給水量
- 3) 給水する場所
- 4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- 5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数



## 第5節 生活必需品等調達供給計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	生活必需品等の 調達・供給	○健康福祉部（福祉政策班） ○産業振興部（商工観光班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 生活必需品等の調達・供給

[本編 P3-119]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部 産業振興部	福祉政策班 商工観光班	災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があるときは、次により生活必需品を給（貸）与する。 1) 市の備蓄品の放出 2) 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達 3) 県、他市町村への応援要請	

## 第6節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	遺体の捜索	○消防部（警防班、消防署班、消防団班）							
2	遺体の処理	○市民生活部（市民班） ○健康福祉部（福祉政策班）							
3	遺体の埋火葬	○市民生活部（市民班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 遺体の捜索

[本編 P3-120]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	消防部	警防班 消防署班 消防団班	県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。また、海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。	参考 38 遺体捜索等の応援要請時に示す事項

### 2 遺体の処理

[本編 P3-120]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	市民班	遺体の処理場所及び死体の一時保存に必要な物品を確保する。確保が困難な場合は、他市町村又は県へ資機材について応援を要請する。	参考 38 遺体捜索等の応援要請時に示す事項
2	<input type="checkbox"/>			警察、医師等に依頼して、遺体の検視、死体調査、身元確認等及び医学的検査を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			必要に応じ遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。	
4	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	身元が判明しない遺体は、特定の場所において埋火葬までの間保存する。	

## 3 遺体の埋火葬等

[本編 P3-121]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	市民班	警察・海上保安部の検視等を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。実施が困難な場合は、他市町村又は県へ人員及び資機材について応援を要請する。	参考 38 遺体搜索等の応援要請時に示す事項
2	<input type="checkbox"/>			遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡す。	

## 参考 38 遺体搜索等の応援要請時に示す事項

- 1) 遺体搜索、遺体処理、埋火葬の別とそれぞれの対象人数
- 2) 搜索地域
- 3) 埋火葬に供する施設の使用の可否
- 4) 必要な輸送車両の数
- 5) 遺体処理に必要な資機材の品目別数量

## 第7節 災害廃棄物等応急処理計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害廃棄物の処理	○市民生活部（環境保全班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 災害廃棄物の処理

[本編 P3-123]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	環境保全班	建物の被害状況からがれきの発生見込み量及び廃棄物処理施設の被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			災害廃棄物処理に必要な車両、人員等を確保する。 必要に応じて、車両の借上げ、作業員の雇入れを行う。	
3	<input type="checkbox"/>			選別・保管・焼却のできる仮置場を確保する。	
4	<input type="checkbox"/>			処理フローや仮置場の設置及び管理、焼却処理、最終処分場等の処理方法など、災害廃棄物処理計画に基づき、具体的な実施事項を整理した災害廃棄物処理実行計画を策定する。	
5	<input type="checkbox"/>			災害廃棄物処理実行計画に従い、災害廃棄物の仮置場への運搬、分別、破砕、焼却、埋め立て等の処理を行う。	
6	<input type="checkbox"/>			市のみでは災害廃棄物処理が実施できないときは、県に支援を要請する。	

## 第8節 防疫及び保健衛生計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	防疫	○市民生活部（環境保全班） ○健康福祉部（健康増進班）							
2	健康管理	○健康福祉部（健康増進班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 防疫

[本編 P3-127]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>防疫活動</b>					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部 健康福祉部	環境保全班 健康増進班	防疫活動が必要な地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する。	
2	<input type="checkbox"/>			保健所と協力して防疫班を編成する。 ※不足する場合は医師会等の協力を要請する。	
3	<input type="checkbox"/>			防疫活動に必要な資材を確保する。 不足する場合は、以下の方法により調達する。 ● 卸売業者等から購入 ● 県に調達を要請	※防疫資材 ・噴霧器 ・消毒薬剤 ・検便用資材等
4	<input type="checkbox"/>			「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に基づき、保健所と協力して必要な防疫措置を実施する。	※防疫対策 ・健康診断（検便） ・清掃方法 ・消毒方法 ・ねずみ、昆虫等 駆除
5	<input type="checkbox"/>			市のみでは十分な防疫活動が実施できないときは、県に代執行を要請する。	

### 2 健康管理

[本編 P3-128]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	健康増進班	被災や避難所生活の長期化に伴い、被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			市のみで対応が困難な場合、県へ要員派遣等の応援を要請する。	

## 第9節 文教対策計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	文教対策	○教育部（教育総務班、学校教育班、就学前教育班）							
2	被災した児童生徒等への支援	○教育部（学校教育班、就学前教育班）							
3	学校の再開	○教育部（教育総務班、学校教育班）							
4	社会教育施設の応急対策	○教育部（社会教育班）							
5	文化財の応急対策	○教育部（社会教育班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 文教対策

[本編 P3-130]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>被害状況、休業措置等の報告</b>					
1	<input type="checkbox"/>	教育部	学校教育班 就学前教育班	学校、保育園、幼稚園、認定こども園の校（園）長等と連絡をとり、人的被害及び施設、設備の被害状況を把握し、休業等適切な措置を講じる。	
2	<input type="checkbox"/>			被害発生時は、状況を電話連絡し、関連する規則に基づき報告書を教育委員会又は知事に提出する。	
3	<input type="checkbox"/>			災害が発生した場合は避難計画に基づき速やかに児童生徒等の避難誘導を行うとともに、保護者への児童生徒等の動向連絡に努め、避難所の児童生徒等を、速やかに保護者に引き渡す。	
<b>教育施設の応急措置</b>					
1	<input type="checkbox"/>	教育部	教育総務班	災害発生後、二次災害の防止等のため、必要に応じて危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。	
<b>臨時校舎による教育の確保</b>					
1	<input type="checkbox"/>	教育部	学校教育班	災害により校舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校舎を使用して授業を行う。	

## 2 被災した児童生徒等への支援

[本編 P3-131]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育部	学校教育班 就学前教育班	教科書、学用品等の必要数を取りまとめ、県に供給を依頼する	
2	<input type="checkbox"/>			被災児童生徒等の心の傷への対策として「心のケア」を実施し、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。	

## 3 学校の再開

[本編 P3-132]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育部	教育総務班	学校施設等の被害状況の調査を行い、安全性を確認する。	
2	<input type="checkbox"/>		学校教育班	他府県の教育委員会等に受け入れられている児童生徒への周知については、マスコミに依頼し、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。	

## 4 社会教育施設の応急対策

[本編 P3-132]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育部	社会教育班	公民館その他の社会教育施設の被災状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じて、被災施設に対し応急修理等の必要な措置を実施する。	

## 5 文化財の応急対策

[本編 P3-132]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	教育部	社会教育班	文化財の所有者または管理者と連絡をとり、文化財の被災状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			国・県・市指定登録の文化財が滅失、き損した場合は文化庁及び教育委員会に届け出る。	参考 39 国・県・市指定登録の文化財が滅失、き損した場合の届出先

参考 39 国・県・市指定登録の文化財が滅失、き損した場合の届出先

(1) 国指定

- 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 61 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条及び 136 条により市教育委員会及び県教育委員会を經由して文化庁へ届け出る。

(2) 県指定

- 岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第 8 条、第 27 条及び第 36 条により市教育委員会を經由して県教育委員会へ届け出る。

(3) 市指定

- 玉野市文化財保護条例（昭和 44 年玉野市条例第 34 号）第 6 条により市教育委員会へ届け出



## 第10節 ボランティアの受入、調整計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	ボランティアの 受入、調整計画	○危機管理部（危機管理班） ○健康福祉部（福祉政策班、健康増進班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 ボランティアの受入、調整計画

[本編 P3-134]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>ボランティアセンターの設置・運営支援</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	指定避難所等のボランティアニーズを把握し、玉野市社会福祉協議会が運営する玉野市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。	
<b>ボランティアの健康に関する配慮</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	ボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。	
2	<input type="checkbox"/>		健康増進班	必要に応じて、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。	
3	<input type="checkbox"/>			被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策に必要な措置をとる。	

# 第5章 機能確保活動

## 第1節 ライフライン施設応急対策計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	上水道施設応急 対策計画	○建設部（水道班）							
2	下水道施設応急 対策計画	○建設部（下水道班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 上水道施設応急対策計画

[本編 P3-140]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>応急給水の実施</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	水道班	断水の状況によっては、施設の機能回復までの暫定措置として、臨時給水所を設置し、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			地震発生時は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施する。	
<b>施設の復旧</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	水道班	生活用水の供給は必要不可欠であるため、早急な施設の復旧を図る。	
<b>協力支援要請</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	水道班	市のみでは施設の応急復旧が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部の県下市町村相互の支援体制による応援を要請する。	
2	<input type="checkbox"/>			県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。	

## 2 下水道施設応急対策計画

[本編 P3-141]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建設部	下水道班	発災時は、施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じて、できる限り暫定供用が可能な措置を講じる。	
2	<input type="checkbox"/>			住民の日常生活と密接な関係にあるので、早急な施設の復旧を図る。	

## 第2節 住宅応急対策計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	応急仮設住宅の 供与	○財政部（契約管理班） ○建設部（都市計画班）							
2	被災住宅の応急 対策	○建設部（土木班、都市計画班）							
3	被災住宅に関する 支援	○建設部（都市計画班）							
4	応援協力関係	○建設部（都市計画班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 応急仮設住宅の供与

[本編 P3-142]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	財政部	契約管理班	応急仮設住宅の用地を確保する。	
2	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	応急仮設住宅の供与に関する計画の作成を行う。	
3	<input type="checkbox"/>			応急仮設住宅を建設する必要があるときは、建設予定場所台帳を基に速やかに建設する。	
4	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、関係団体に対して応急仮設住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及び提供を要請し、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。	
5	<input type="checkbox"/>			応急仮設住宅の目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。	

### 2 被災住宅の応急対策

[本編 P3-143]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>被災住宅の応急修理</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	災害救助法が適用された場合に、被災住宅の応急修理を行う。 (県と連携のもとに行う。)	資料編 3-53 応急修理の対象及び内容

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>住宅等に流入した土石等障害物の除去</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	災害救助法が適用された場合に、被災住宅の土石等障害物の除去を行う。 (県と連携のもとに行う。)	資料編 3-54 土石等障害物の除去の内容
<b>被災住宅・被災宅地の応急危険度判定</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	地震が発生した場合は必要に応じ、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行う。	
<b>建設資機材の調達</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。	

### 3 被災住宅に関する支援

[本編 P3-144]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>公営住宅への一時入居</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	必要に応じ、地方自治法第 238 条の 4 第 4 項に基づく行政財産の貸付として公営住宅の空家に被災者を一時入居させる。	資料編 3-55 公営住宅への入居に関する事項
<b>住宅応急支援窓口の設置</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	住宅応急支援窓口をできるだけ被災地域内又はその隣接地に設置し、住宅の応急修理等の住宅相談に応じる。	

### 4 応援協力関係

[本編 P3-145]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	住宅の建設、応急修理、障害物の除去等が困難な場合は、他市町村又は県へ人員及び資機材について応援を要請する。	

## 第3節 公共施設等応急対策計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	復旧体制	○危機管理部（危機管理班）							
2	各公共施設の 応急復旧計画	○産業振興部（農林水産班） ○建設部（土木班） ○各部（各班）							
3	交通施設の 応急復旧対策	○建設部（土木班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 復旧体制

[本編 P3-146]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	人員や資機材の確保を図り、復旧体制を整える。	

### 2 各公共施設の応急復旧計画

[本編 P3-146]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>河川・海岸施設の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況を把握し、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策を行う。	
<b>砂防関係施設等の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部 建設部	農林水産班 土木班	地震発生後は、直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握をする。	
2	<input type="checkbox"/>			被災が確認された場合は、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、できる限りの応急工事を実施する。	

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>ため池施設の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	農林水産班	地震発生後直ちに、ため池施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。	
2	<input type="checkbox"/>			決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。	
<b>公共建築物の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。	
2	<input type="checkbox"/>			必要に応じ、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施する。	

### 3 交通施設の応急復旧対策

[本編 P3-147]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>道路施設の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	地震発生後直ちに、緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、道路の被害状況を調査する。	
2	<input type="checkbox"/>			啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防本部及び自衛隊等の協力を得て実施する。	
<b>港湾施設の応急対策</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	土木班	市街における被災地域、輸送ルート状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努める。	

# 第6章 復旧復興計画

## 第1節 復旧・復興計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	地域の復旧・復興の基本方向の決定	○各部（各班）							
2	被災者等の生活再建等の支援	○政策部（秘書広報班） ○財政部（税務班） ○市民生活部（市民班、保険年金班） ○健康福祉部（福祉政策班、健康増進班） ○産業振興部（商工観光班） ○建設部（都市計画班）							
3	被災中小企業の復興の支援	○産業振興部（商工観光班）							
4	公共施設等の復旧・復興	○建設部（都市計画班） ○各部（各班）							
5	激甚災害の指定	○危機管理部（危機管理班）							
6	津波災害からの復興	○各部（各班）							

■：開始目標時間 ■：継続時間

### 1 地域の復旧・復興の基本方向の決定

[本編 P4-3]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成する。	
2	<input type="checkbox"/>			災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。	
3	<input type="checkbox"/>			被災地の復旧・復興は、市民と協同して計画的に行う。その際、復旧・復興の場・組織に女性や要配慮者の参画に努める。	



## 2 被災者等の生活再建等の支援

[本編 P4-4]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>住まいの確保</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報提供や、恒久住宅への移行に向けた取組を実施する。	
<b>生活資金等の支給等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給する。	
2	<input type="checkbox"/>			災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。	
3	<input type="checkbox"/>	財政部 市民生活部	税務班 保険年金班	必要に応じ、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等による被災者の負担軽減を図る。	
<b>被災者の見守り、相談支援等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	市民生活部	市民班	応急仮設住宅の被災者等が、安心して暮らせるよう、必要に応じて、県との連携による孤立防止等の見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。	
<b>被災者等の中長期的な心のケア</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	健康増進班	心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状等の心身の変調を踏まえ、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした被災者の心のケアを中長期的に実施する。	
<b>雇用の確保等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	商工観光班	被災者の雇用確保のため、臨時的な雇用創出策と、産業振興に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。	
<b>被災者台帳の作成</b>					
1	<input type="checkbox"/>	財政部	税務班	被害状況の確定調査を完了し、被害状況が判明したときは、速やかに被災者台帳を作成する。	参考 40 被災者台帳作成時の留意点

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>被災者台帳情報の利用及び提供</b>					
1	<input type="checkbox"/>	財政部	税務班	り災証明書の発行等の目的以外で被災者台帳情報が必要な場合で、定められた条件に該当するときは、台帳情報の利用及び提供を行う。	参考 41 台帳情報の利用及び提供
<b>り災証明書の発行</b>					
1	<input type="checkbox"/>	財政部	税務班	り災証明書発行申請を受付け、り災証明書を発行する。	
<b>情報、サービスの提供等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	政策部 市民生活部	秘書広報班 市民班	被災者の自立に対する援助、助成措置は、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。	
2	<input type="checkbox"/>			居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。	
3	<input type="checkbox"/>	財政部	税務班	必要に応じて、被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の効率的な実施に努める。	

参考 40 被災者台帳作成時の留意点

- 1) 被災者台帳は、被害状況の確定調査を完了し各世帯別の被害状況が判明したときには可及的速やかに作成すること。
- 2) 作成に当たっては、戸籍、住民登録により正確を期するものとする。
- 3) 被災者台帳、救助その他の基本となるものであり、又世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整備保管しておくものとする。
- 4) 被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 5) 被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

参考 41 台帳情報の利用及び提供

- 1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- 4) 1)、3)の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令の定めによる。

3 被災中小企業の復興の支援

[本編 P4-7]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	商工観光班	被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら、支援に関する情報提供などを行う。	

4 公共施設等の復旧・復興

[本編 P4-8]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>迅速な復旧事業計画の作成</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧を行う。	
<b>さらに災害に強いまちづくり計画の作成</b>					
1	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	復旧にあたり、被災状況、地域特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、さらに災害に強いまちづくり計画を作成する。	資料編 4-3 さらに災害に強いまちづくり計画等の作成時の留意事項

### 5 激甚災害の指定

[本編 P4-9]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>被害情報の収集、報告</b>					
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	激甚法等に規定する基準を満たす災害であるかを判断するため、速やかに各種施設毎の被害状況の収集に努め、県に報告を行う。	資料編 4-4 激甚災害指定のフロー

### 6 津波災害からの復興

[本編 P4-9]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）</b>					
1	<input type="checkbox"/>	各部	各班	再度の災害防止とより快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。	
2	<input type="checkbox"/>			復旧・復興のあらゆる場、組織に女性や要配慮者の参画を促進する。	

## 第2節 財政援助等

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	災害復旧事業に伴う財政援助・助成の活用	○財政部（財政班）							
2	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金	○健康福祉部（福祉政策班） ○産業振興部（商工観光班、農林水産班） ○建設部（都市計画班）							
3	義援金の募集・受付・配分	○健康福祉部（福祉政策班）							

■：開始目標時間 □：継続時間

### 1 災害復旧事業に伴う財政援助・助成の活用

[本編 P4-11]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>法律等により一部負担又は補助するもの</b>					
1	<input type="checkbox"/>	財政部	財政班	個別の法律等により国が全部又は一部を負担又は補助を行う対象となる事業を積極的に活用し、迅速な施設復旧を図る。	資料編 4-6 法律等により一部負担又は補助するもの
<b>激甚災害に係る財政援助措置</b>					
1	<input type="checkbox"/>	財政部	財政班	激甚災害の指定を受けた場合の、各復旧事業に関する特別の財政援助措置を踏まえ、被害状況を調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。	資料編 4-7 激甚災害に係る財政援助措置

## 2 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金

[本編 P4-12]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>個人被災者等への融資等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	個人被災者へ生活再建資金の支給や貸付等を実施する。	参考 42 個人被災者への資金支援の例
2	<input type="checkbox"/>	建設部	都市計画班	損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による資金の融通が適用される場合は、災害により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。	資料編 4-10 住宅関連融資等
<b>被災中小企業への融資等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	商工観光班	被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速に行われるよう各種措置を行う。	資料編 4-8 被災中小企業への融資等に関する措置
<b>農林漁業関係者への融資等</b>					
1	<input type="checkbox"/>	産業振興部	農林水産班	被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に措置を行う。	資料編 4-9 農林漁業関係者への融資等に関する措置

### 参考 42 個人被災者への資金支援の例

<p>(1) 災害弔慰金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により死亡した者の遺族に対して市を通じて災害弔慰金を支給する。</li> </ul> <p>(2) 災害障害見舞金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市を通じて災害障害見舞金を支給する。</li> </ul> <p>(3) 災害援護資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して市を通じて災害援護資金を貸付ける。</li> </ul> <p>(4) 母子父子福祉資金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、市及び県は母子父子福祉資金を貸付ける。</li> </ul>
--

## 3 義援金の募集・受付・配分

[本編 P4-13]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
<b>義援金の募集</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	市域に大規模な災害が発生し、必要があるときは、義援金を募集する。	
2	<input type="checkbox"/>			関係機関により義援金配分委員会を構成し、義援金の募集・配分方法等について協議する。 【関係機関】 市、市社会福祉協議会、民生委員協議会、町内会、小中学校、日本赤十字社玉野市地区、その他関係団体	
<b>義援金の受付</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	受付窓口や振込み指定口座を開設する。	
2	<input type="checkbox"/>			義援金を受領し、義援金受付簿を作成する。	
<b>義援金の配分</b>					
1	<input type="checkbox"/>	健康福祉部	福祉政策班	義援金配分委員会において、配分方法等について協議し、決定する。	
2	<input type="checkbox"/>			決定した義援金の配分方法に従い、被災者へ義援金を配分する。	

## 第3節 市復興本部の設置及び市復興計画

### 業務一覧と実施時期の目安

No.	業務	担当	実施時期の目安						
			発災前	発災～ 3時間	～24 時間	～3日	～7日	～1か 月	1か月 ～
1	市復興本部の設置	○危機管理部（危機管理班）							
2	市復興計画	○政策部（総合政策班） ○建設部（都市計画班）							

■：開始目標時間    □：継続時間

### 1 市復興本部の設置

[本編 P4-16]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	危機管理部	危機管理班	地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。	

### 2 市復興計画

[本編 P4-16]

STEP	<input checked="" type="checkbox"/>	部名	班名	活動内容	備考
1	<input type="checkbox"/>	政策部 建設部	総合政策班 都市計画班	迅速な復興のため必要に応じ、復興計画を策定する。	
2	<input type="checkbox"/>			復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、必要な事項について定める。	資料編 4-11 市復興計画において定める内容
3	<input type="checkbox"/>			計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。	